

武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録 第八号

衆議院

平成十五年五月十二日(月曜日)

午後一時二分開議

出席委員

委員長

鳩山 邦夫君

理事

木村 太郎君

理事

中谷 元君

理事

前原 誠司君

理事

田端 正広君

理事

浅野 勝人君

理事

白井 日出男君

理事

金子 一義君

理事

佐藤 静雄君

菅 義偉君

理事

西川 京子君

理事

林 省之介君

理事

松島 みどり君

理事

森岡 正宏君

理事

山本 明彦君

理事

吉野 正芳君

理事

大島 敦君

理事

大畠 章宏君

理事

玄葉光一郎君

理事

末松 義規君

理事

平岡 秀夫君

理事

赤松 正雄君

理事

今川 正美君

議員

井上 喜一君

議員

川口 順子君

議員

前原 誠司君

議員

都築 幸夫君

議員

川口 順子君

議員

についての調査に参りました。そのときに実は、私は、ドイツに参りましたときに、ドイツが、この緊急事態法についてのドイツの基本法の改正等、そのときの政治状況はどういう状況であったかということを私から尋ねました。そのときにドイツの代表の方は、ちょうどドイツが一九六六年から六九年まで大連立の時代でありました、まさにそのときに法整備を行つた、こういう状況であります。

現在 日本の状況は、もちろんそういう状況ではあります。しかしながら、私は、こういう法律の性格上、いわば有事法制という性格上、与党だけで成立させてしまうというようなことはあってはならないだろう、もしもそういうふうにしたならば、それは本当に使い物にならないかもしない、私としてはそのように思つておりますし、そういうふうにぜひしたいものだ、こんなふうに思います。

そこで、突然ですが、久間委員にお伺いいたしましたが、私が今申し上げたそういうような形で今回この緊急事態法制の問題についてぜひ、与党だけではなくて野党も一緒にになって本当にいいものにつくり上げたい、こういうふうに私は思うんです。ですが、そのことについての気持ちあるいは決意、それについてお伺いいたします。

○久間委員 私どもが今回修正案の提出者になりましたのも、これまでのここでのいろいろな審議をお聞きしながら、やはりこういう点については現在の政府提案を変えた方がいいんじゃないかと、いう思いがあつて出したわけであります。そういう意味では、少しでもたくさんの皆さん方の意見の集約を経て、全員とは言いませんけれども、七割、八割の賛同を得ながらこういう法制が整備されることが望ましい、大変いいことだ、そういうふうに思っているところであります。

○伊藤(英)委員 もう一つ、意欲といいましょうか、その辺について私としてはしっかりと答弁したいいただきたい、こういう思いであります。が、今回、民主党が緊急事態への対処及びその未然

防止に関する基本法というものを出してあります。もちろん武力攻撃事態についての修正案も出しておりますが、そういう形で出してあります。

それで、民主党の提案者伺いますが、今回民主党の出しているこの基本法について、実はこの基本法も、私自身としても去年の五月段階でほぼ似たような形の基本法、もし出すとすればこういうものをどういうことで考えてみた話なんですが、私自身もそもそもこういうものについてしっかりと基本法をつくつてこの問題に取り組むということは非常に重要な話だ、こう思っていますが、民主党の提案者に、今回のこの基本法を出してある考え方について、この場の人たちやら、あるいは国民にもしつかりと知つていただくためにも、その考え方を述べていただきたいと思います。

○前原議員 今お話をされましたように、もともと筆頭理事事を伊藤先生が務められて、また党内の緊急事態法制の座長を長らく務めておられましたので、そちらでお話ししただけでもいいことかと存りますけれども、提案者からもしつかりとこの場で発言をせよということだと思いますので、御答弁をさせていただきたいと思います。

そもそも、憲法の中には緊急事態に対する規定というものがございません。したがいまして、先ほどポン基本法との兼ね合いをおつしやいましたけれども、ポン基本法には、ドイツの憲法には、緊急事態における國のあり方、そして國が例えれば國民の権利・自由をどう考えていくのか、協力体制をどう考えていくのかということを、緊急事態を前提にした文言がございますけれども、我が国にはそういうものがございません。

したがいまして、基本法というものを、我々は準憲法的な位置づけをあえて申し上げたいと思いますけれども、基本法をつくつて、緊急事態における例えば國の責務、対処に対する基本的な理念、あるいは民主的統制のあり方、そしてまた緊急事態において憲法で保障された國民の権利、自由というものをどう保護していくか、そういった考え方をしつかりと書くべきだろうという

ふうに思つております。
しかしながら、政府案あるいは与党の修正案にいたしましても、武力攻撃事態対処法というものは設計図が極めて悪いという認識を持つております。基本法的な基本理念、そして具体的な法律、そしてまたプログラム法という三つのものが混在しているわけでありまして、そういう意味からも、我が党が出している基本法をもとに設計をして直すということが望ましい修正のあり方だというふうに考えて、提案させていただきました。

○伊藤(英)委員 与党の久間理事に伺いますが、今のような考え方方はこれから極めて重要な考え方だと思いますし、今回の、いわば今いわゆる修正協議というのが行われているわけであります。その中にも、この問題は、こういう形あるいはその精神を酌んだ形にぜひすべきだと私は思いますが、与党理事としていかがですか。

○久間委員 今憲法調査会でいろいろな議論が、憲法の議論がされておりますけれども、そういう中でも、そういう緊急事態に対応する規定があつていいんじゃないかという意見が非常に強いわけであります。それを法律でカバーしようとするときには、いろいろと個別法でやつてあるわけでござりますけれども、そういう基本法的なものがあつた方がいいんじゃないかという意見は、確かに御指摘のとおりかもしません。

しかしながら、今民主党さんが出されてきました基本法を見てみると、災害、原子力あるいはまたテロ、いろいろなものを網羅しておりますけれども、これで全部網羅しているかどうかを含めても、その法案の中身についてはやはりもう少し議論をする必要がございますので、今直ちにこの基本法案に賛成かと言われますと、そうは言えないという立場でござりますけれども、これらについては、多くの国民の世論を背景にしながらどういう方向に持つていったら一番いいのか、これから先の検討すべき、できるだけ早く結論を得べき問題じやないかという認識は持っております。

と認識をされて、今後いろいろと検討していくかなときやならないという認識のようありますから、これはぜひこれから鋭意進めていただきたい、こう思います。

次に、基本的人権の問題であります、民主党としても、先ほども申し上げたように、党の立党以来のときもそうでありますし、先ほど申し上げた民主党政策の中にも、シビリアンコントロールの問題と、そして同時にこの基本的個人権並びに表現の自由等、こうしたことについてどのようにこれから対応しようとするのか、伺います。

○久間委員 基本的な人権を確保していくということにつきましては、憲法の規定もございますし、そしてまた、今度政府がおきました法案の中におきましても三条四項でその理念が生かされているわけであります。

これで十分でないからというようなことで修正案を出されたのかもしれませんけれども、基本法の中に盛られておる条項等を見ましたときに、やはり、さはさりながら、ではこれに盛り込まれなかつた点については扱いはどうなんだ、そういう思いもございまして、これらのいろいろな規定の表現の仕方については、いろいろあろうかと思いますが、私どもとしては、現在政府が出してきているこの案について、大体憲法上確保しなければならない問題点が網羅されている、そういうような認識をいたしておりますために、修正案としては提案しなかつたわけであります。

したがいまして、この問題については、なお引き続き検討させていただきたいと思いますけれども、私は、今の段階では、政府の原案で、基本的個人権を守らなければならないというのは、平時に置いてだけではなくて、こういう武力攻撃事態等においてもそうだということがこの条項によって確保されておる、そういう認識でございます。

○伊藤(英)委員 本当は順序が逆で、最初に民主党の考え方を聞いた方がよかつたのかもしれません。順序が逆になりますけれども、もう一度、今度は民主党の提案者からこの基本的人権等についての考え方を述べていただけますか。

○平岡議員 今、久間提出者の方からも、憲法に確かに、憲法というものは法律の上位にある法規範でありますから、当然に、憲法に書かれていることはこの武力攻撃事態対処法においても守らなければいけない、そういう位置づけであろうとは思うんですけども、ただ、緊急事態というのを、より迅速かつ強力な対処措置が必要になるというようなことから、憲法に書かれております公共の福祉というようないくつかの規定でありますから、この武力攻撃事態対処法においても守らなければいけない、そういう位置づけであろうとは思うんですけども、ただ、緊急事態というのを、より迅速かつ強力な対処措置が必要になるというようなことから、憲法に書かれております公共の福祉というようないくつかの規定でありますから、この武力攻撃事態対処法においても守らなければいけない、そういう位置づけであろうとは思うんですけども、ただ、緊急事態というのを、より迅速かつ強力な対処措置が必要になると

いうようなことから、憲法に書かれております公共の福祉というようないくつかの規定でありますから、この武力攻撃事態対処法においても守らなければいけない、そういう位置づけであろうとは思うんですけども、ただ、緊急事態というのを、より迅速かつ強力な対処措置が必要になるというようなことから、憲法に書かれております公共の福祉というようないくつかの規定でありますから、この武力攻撃事態対処法においても守らなければいけない、そういう位置づけであろうとは思うんですけども、ただ、緊急事態というのを、より迅速かつ強力な対処措置が必要になるというようなことから、憲法に書かれております公共の福祉というようないくつかの規定でありますから、この武力攻撃事態対処法においても守らなければいけない、そういう位置づけであろうとは思うんですけども、ただ、緊急事態というのを、より迅速かつ強力な対処措置が必要になると

非常に意味のあることだらう、こういうふうに思ふんですね。

先ほど民主党の提案者からも話がありましたけれども、日本の場合に、過去の経緯もある。そういったことを考えれば余計にそうだ、こう思います。

しかし、このことは極めて重要でありますし、国民の真剣に与党としても考えていただきたい、このように思います。

次に、国会による、私どもの言う民主的統制と

この問題について伺いますが、これは、特に今回

のこの事態法の中で、その事態対処のことについて国会で終了すべきという議決をした場合の、そ

の法文上に明記をする問題であります。実は、

おととしになりますね、テロ特措法の平成十三年

の十一月の審議のときに、その当時私自身が、当

時のテロ特措法についての問題のときにも、自衛隊を派遣して、その派遣のこと、それからまた

撤退の問題についても国会の関与を確保すべきだ

ということです。この問題について私からも提起をいたしました。そのときも政府の方からは、私の

いろいろな意見に対して、結局は、議院内閣制のもとで、そういう

ふうなことをされて政府がするよりも、情報その他の早く集めておる政府が、むしろ国会のそ

う決議の前にそれはやめるというのが通常じゃな

い。民主党さんがもし政権をとつておられれば、こういう規定があるとなかろうと、国会が

が、平成十四年の四月二十六日、本会議で、党を

代表して質問をいたしましたときもこの問題を申

し上げました。それについて、小泉総理からも、

とても明確にすべしということで発言をいたしました。

それは国会の議決について尊重いたしますとい

うことでありますけれども、さらには、我々の基本法案の中に明記させていただいたとい

うことでございます。

○伊藤(英)委員 久間先生のお話等も聞いていて

もそうなんですが、例えば憲法に述べられている

からこれはいいんだよという話でももちろんない、もちろんないというか、それは前提になりました。

そしてまた、さらにわかりやすくこの法の中にもしっかりと物の考え方を述べることは、私は

十分に国会によるチェック機能を果たすことはどう

なんにか重要な意味があります。

この問題について法文上にしっかりと明記するこ

とは極めて重要な意味を持つ、このように思いま

す。与党の提出者はいかがですか。

○久間委員 これまでの答弁で政府側も答えてお

られるよう、国会が決議したときは、終了はま

ず間違いなくなされると思います。特に、大統領

制と違いまして、我が国は議院内閣制でありますから、そういう意味では、国会の衆参両院で議決されれば、それは終了するということはまず一〇〇%間違いないわけであります。

そういうことでござりますから、法文上に書か

なくともそのように機能すると思いますけれども、書くことについてあえてそれを否定する意義もないんじゃないかと思いますし、そういう前例が警察法等においてもあるわけであります。それ

は、布告しておるのを、国会が衆参でもう布告の必要性をなしというふうに判断したときは布告をやめるということになつておるわけですから、立

法例としてもないことはないわけであります。

しかしながら、議院内閣制のもとで、そういう

ふうなことをされて政府がするよりも、情報その他の早く集めておる政府が、むしろ国会のそ

う決議の前にそれはやめるというのが通常じゃな

い。民主党さんがもし政権をとつておられれば、

こういう規定があるとなかろうと、国会が

が、平成十四年の四月二十六日、本会議で、党を

代表して質問をいたしましたときもこの問題を申

し上げました。それについて、小泉総理からも、

とても明確にすべしということで発言をいたしました。

それは国会の議決について尊重いたしますとい

うことでありますけれども、さらには、我々の基本

法案の中に明記させていただいたとい

うことでございます。

○伊藤(英)委員 民主党が政権をとれば、即座に

このように法文の中に明記いたします。それは何

かといいますと、国民の代表たる国会がどういう

ふうに機能するか、そして、こうしたいわば緊急

事態について追加することについて異議は申

しませんけれども、そういうようなことを考えま

すと、それほど必要なというような思いもない

わけじゃないません。

○伊藤(英)委員 このような義務規定を法律で設ける必要がありますかどうかは、議論がいろいろあるところだと思います。しかしながら、政府としては、

國民に対しても絶えず情報を提供することがやはり

國民の方から見ても望ましいことでもありますか

ら、そのような規定を入れることについてあえてこれも反対ではございませんが、ただ、義務規定を置くということは非常に、何か、では義務規定がなければ政府はやらぬでいいのかということにも反論すればなるわけですから、そういうことがやないんじやないかという思いがちょっと残ります。

○伊藤(英)委員 私は、本当は義務規定がなく

たつてちゃんとやらなきゃいけない話だと思って

います。

参考までに申し上げますが、先般、テロ特措法に基づくイージス艦の派遣のとき、私ども民主党は、イージス艦の派遣について反対をいたしました。私自身は、責任者として反対の形の意見にまとめておりました。なぜかといいますと、情報をちゃんと流さないということなんですね。私は、あのとき、本当に憲法にも問題なく、法律上もそれは可能であつて、本当に必要性があるなら出すことについてやぶさかではありません、しかしながら、その必要性と状況等について幾ら質問をしてもらちゃんと答えない、政府が。だから……(発言する者あり)いや、何を言おうがです。そういう状況だつたからこそ反対の形にいたしました。

要するに、きょうはイージス艦の問題じやないんです、情報提供ということがどんなに重要なことなんですね。だから、さつきの久間先生の意見では、これもそういうふうにするのはやぶさかではありませんということありますから、これが、民主党的考え方のように情報提供する義務規定を入れるようにしていただきたいし、そして今後、政府としても本当に、国民に対して、国会に対しても、全力でといたいと思います。——そういうことだから、やつてください。

その次に、民主党が、今回、危機管理庁の設置についてこの基本法の中に入れております。これは、今の日本が縦割り行政等いろいろな問題がある、そのときに、こういう緊急事態に対してど

のよう取り組んでいくかといったときに極めて重要な考え方だ、このように思つております。そこで、この問題について本気に取り組んでいくことを必要だ、私はこのように思います。

そういう意味で、官房長官並びに与党提出者に、今後これについてどういうふうに取り組むのか、伺います。

○福岡国務大臣 危機事態への対応は大変多岐にわたっております。対応の仕方もさまざまでございます。緊急事態への対応を統括します組織を持つ

つというのもございますが、既存の組織の協力連携なしには適切な対応はできません。

そのため、我が国においては、関係省庁が所掌する事務に応じて的確に対処し、事態によって関係省

庁間の協力連携を図りまして組織の持つ能力を十分に發揮する、こうすることをするとともに、これら組織の総合調整を機動的、有機的に行うため

に、内閣官房に関係省庁の危機管理部門を統括する内閣危機管理監を設置するなど、政府全体としても危機に対処する体制を整えてまいりました。

そういうようなことから、現時点で危機管理庁ののような新たな組織を設置することは考えておりませんが、政府としては、国民の生命財産を守るために、今後とも緊急事態における危機管理体制

について不斷の点検を行い、我が国に合ったシステムの整備充実にさらに努めてまいらなければいけないと思つております。

○久間委員 民主党さんの案が、アメリカのF.E

M.A.みたいなものを想定しながら出してこられた

んだと思うておりますけれども、ただ、日本の場合とアメリカとは若干違いますのは、アメリカ

は、やはり各州が一つの政府として機能してお

りまして、そういうものとの兼ね合いでできてお

るような気がいたします。

しかしながら、我が国の場合も、危機のときにどうするかの問題については、現在できました危機管理監のものには情報としては集まつてくる

攻撃事態対処法の施行日の問題なんですが、これ

は私もいろいろなときには、今回のこの法律につい

て、いわゆる国民保護のために、国民のためにや

ることありますし、ぜひこれは今後真剣に検討を

すること、そういう形で進めていただきたい、こ

のよう思います。

それから、時間が余りありませんが、この武力

うふうな、そういう意見も一方ではござります。また一方では、今、行政改革が言われておりますすと同時に、常設機関としてこういう機関を置いて、しかも、民主党さんの案では全国に地方の事務所までを設けるということになつておりますから、そこまですることが国民の世論に合致するのかどうか。その辺については、いまいちやはり議論をしてみる必要がございますので、今直ちにここであの案に賛成かどうかと言われば、ちよつと賛成すると直ちに言いにくい点もござりますけれども、やはり、危機管理におけるそういう主体の組織のあり方、これについては大いに検討しているところであります。

○伊藤(英)委員 これは、民主党の提起している内容のこと、それについて、さらにそれをどういふうに改善した方がいいかとかいう見方は、僕は幾らでもあると思っているんです。しかし、あ

いうようなものは非常に必要なんだろう、こう思つてます。

先回の参考人質疑のときにも、参考人の方からも、ぜひこれを、こういう考へ方は非常に重要だからということで推薦をしてくださつた方もいらっしゃると思っておりますし、そしてまた、官房長官先ほど言されましたけれども、現在の日本の危機管理監を中心とした云々というのは、体制としては非常に脆弱な体制だと私は思う。そういう

ことありますし、ぜひこれは今後真剣に検討をすること、そういう形で進めていただきたい、このよう

に思つています。

それから、時間が余りありませんが、この武力

攻撃事態対処法の施行日の問題なんですが、これ

は私もいろいろなときには、今回のこの法律につい

て、いわゆる国民保護のために、国民のためにや

ることありますし、ぜひこれは今後真剣に検討を

すること、そういう形で進めていただきたい、この

よう思います。

それから、時間が余りありませんが、この武力

攻撃事態対処法の施行日の問題なんですが、これ

とされていなくて、自衛隊だけが動ける部分を垦くしてくれというふうには国民は思っていないと思います。私は思うんです。それは、何のためにこの法律をつくろうとしているかという基本にかかわる問題なんです。そういう意味で、この國民保護法制定も早く整備をしていただいて、それができたら動けるようにするというふうにぜひしていただきたいということです。

ん走つてゐる。法律は守らなくともいいかのと
き状況が起つてゐる。私は、今日日本の遵法精神
をなくさせてゐる役所の一つは、その要因は警察
関係そのものじゃないかとさえ思つてゐる。
だから、そういうことも含めて、本当に国民が、
法をつくつたら守るようにしよう、ルールをつ
くつたら守るようにしよう、そういうような社会
にしなければ、一たん事あるときにはみんなが協力す
してやるようになるかどうか、私は疑問なんです。

ているような形でまとめる事、これはまずは憲法との関係できちんとすべきことじゃないかと、そういう意を強くしたんですけど、再度ちょっと久間先生、憲法調査会で憲法のことは考えてるから後はということは、今はという話ではなくて、そのところをもう少しきちんと御説明いただきたいと思います。

○久間委員　いや、決してそういう意味で言つたわけじゃございませんんで、憲法でそういう規定が

まとめることが適切かどうか、これもやはり議論はしてみないといけないんじやないか、そういうふうに思いますので、私は、基本法というのがあつていいじやないかなという思いがある反面、では、どういう形の基本法というのがつくられるかなと思ったときには、必ずしも一つの解が、ここで解答が出てくるほど今までついていないこととで、今こういうふうにお答えをさせていただいているわけであります。

これだけにいたしますが、実はきょう谷垣大臣ともおいでいたので、直接質問する時間がなくなつて申しわけありませんでした。

一つだけ申し上げておきますと、実は私は、今この武力攻撃事態法そのものの中身について、幾つかについて触れました。しかし、何といっても、いわばこういう武力攻撃事態なるものが発生しないようになりますことが大事でありますし、起こったときに、国民みんなが力を合わせて、協力してそれに対処できるようにしなきゃいけませんね。そのときには、では今の予防外交という外交面がどうかちょっと質問しようと思ったんですが、できなかつたんですが。

だからこそ私は、この国会で小泉総理が施政方針演説をされたときも、代表質問の中で一つ犯罪の問題を申し上げたのは、今の日本の状況は本当にいいんでしようか、そういう意味で、いろいろな決めてるルールも本当によくないならそれを直していくこうということで、敢然とそうした改革をやらなければ本当に日本はつぶれますよというつもりで申し上げたつもりなんですね。この緊急事態の話も皆同じなんですね。

ということで、ぜひそうした意味で取り組んでいただくなことをお願いして、済みません、質問できなくて申しわけありませんということをもう一度申し上げて、私の質問にいたします。どうもありがとうございました。

あつた方がいいという議論が憲法調査会でも出ておるし、そして憲法にそういう規定がない現段階でどうした方がいいのか。今、日本ではいろいろな個別法がありますて、それで対応してきてないですね。だから、それはそれで一応機能しているわけですね。

そして、基本法をつくったときに、今の民主党さんの案では、いわゆる原子力災害あるいはまた災害、こういったことまであるけれども、それについても災害対策基本法という基本法がございますし、あるいは原子力災害特別措置法という法律もございますから、そういう形との整合性の問題もありますし、あるいは治安関係についても、警察法で内閣総理大臣が布告を出すような形でありますから、そういう議論が憲法調査会でも出ておるし、そして憲法にそういう規定がない現段階でどうした方がいいのか。今、日本ではいろいろな個別法がありますて、それで対応してきてないですね。

○末松昌員 民主党的提案の方が、まさしく緊急事態になったときにはあるべきかと。それに対するいろいろな訓練とかのことをやはりやっていかないと機能しないんですよ、幾ら法律をつくつても。だから、危機管理課ですか、民主党の方の法案の中には、そういうた組織を全体として総括するようなことの中で国民に対し啓発をしていき、あるいは、国民の皆さんからの協力をいただくようなそういう場も、やつていく中で緊急事態そのものに対し国民が習熟していただくというようなことが一番大きなポイントでござりますので、どうかその点をお含みおきいただきますて、ぜひこのお話し合いを深めていただきたいと思います。

そのことと もう一つは 私は 今 日本でい る いろなところに 遵法精神が 国民になくなりつつある んじやないか ということを 非常に心配するんであります。この間も テレビでも やつておきましたけれども、例えば 犯罪があるところで起つた。そつたら、目撃者の人に 意見を聞こうと思つたら 目撃者が 出ないというような話がいろいろ報道もされたりして おりました。何となく私はわかる気がするんですよ。

例えば、交通の今の状況を見てみなさい。駐車禁止にするのだから、みんなが守らない。本当に禁止すべきところを駐車禁止にする、決めたらそれは 守るとうに するというふうにしなきやいけない。これはスピードも同じですね。四十キロや五十キロに制限をしているところを九十キロや百キロで ぼんぼん

○末松委員 民主党の末松でございます。
きょうは、質問に入る前に、ちょっと今議論を聞いていて、前原理事と久間理事の関係で、伊藤先生の方から話をしていた中で、憲法にこういった緊急事態を規定していない、私は、緊急事態、こういう武力攻撃の敵が侵入してきたような事態というのは、基本的にやはり憲法が崩壊する危険性、その過程に對して、現憲法が守っている国民の権利とか自由なんかをきちんと担保するところがこの法律の必要なことだらうと思うんです。その前原理事の方から、憲法改正というのは、方向的にはそういうことが一番望ましいのかかもしれないですが、今實際に憲法改正というのは急には現実問題としてなかなかできにくいということであれば、やはり基本法案として民主党が提出し

それから、今の民主党の法案の觀点からいいま
すと、例えば、情報公開等がきちんととられない
といけないという立場から官房長官の方にもお伺
いするのでござりますけれども、例えばアメリカ
なんかでは、戦争時において政府のとつた措置の
記録をすべて保管あるいは保持して、そういうこ
とを義務としてきちんと保管すべきという義務規
定があるんですね。

これは、どうしてそういうふうなことがあるか
といいますと、後できちんと政府のとつた措置が
適切であつたかどうかを、ある意味では裁く、裁
かれるという前提のもとでむちやなことはできな
いという趣旨でもありますし、また、国民に対し
て補償をしなきやいけない。そういう観点から
も、その根拠となるべき政府がとつた措置につい

第二類第六号 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録第八号

てきちんと保管、保持するという義務規定があるやに私は聞いておりますが、政府がこういった措置をとつたということがないと、今度は、勝手にそれは何か戦争時に自分で逃げてやつた行為だから、それは補償の対象にはなりませんよとか言わざら、後で泣き切れないわけですよ。

ですから、そういったことについてこの法律はどういう担保がなされているのか、お聞きしたいと思います。

○福田国務大臣 武力攻撃事態におきましては、この法案は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するために、国が主体的な役割を担つて万全の措置を講ずる、こういうことになつてゐます。

そういう際に、政府のとつた措置の記録を初め、いろいろ残すべきものがあるんだろうと思ひますが、そういう文書等につきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づきまして、適切に保管、管理されるということになります。（末松委員「この法律ではないんですか」と呼ぶ）この法律、ですから、武力攻撃事態といふ、これに対する法案としては、そういう極めて大事な事案というか記録すべき内容があるわけですから、それは行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づいて適切に記録され、そして保管されなければいけないということになるわけであります。

いづれにしても、政府としては、これは今委員もおつしやられたように、この武力攻撃事態への対処に際して、国民への説明責任というものは、これはもう極めて大事なことであります。そのことは、その責任を全うするために十分なる対応をしていかなければいけないというようになっております。

○末松委員 そのような観点も含めて、次に参りますけれども、やはり戦争時において人権が制約されることが過去あつたわけですね、第二次大戦でも。そして、特に戦争反対を叫んだら警察にしようびいていかれるとか、そういうふうな

ことで大変な目に遭つてきたわけですが、ちょっとこの前の四月二十四日の事態特において、工藤委員の質問に対し、福田官房長官が、土地建物などの一時使用とか収用に関しましてこういう発言を行つてゐるんです。

例えば、政府が国民に土地建物の一時使用とか

要請を正当な理由なく拒否したときは、都道府県知事が土地等を同意なくして使用し、または物資を収用できるようにして想定しておりますけれども、拒否したことについて罰則を科すと

いうことは考えておりません。」という話なんですが、要請を正当な理由なくして使用し、または物資を収用できるようにして想定しておりますけれども、拒否したことについて罰則を科すと

いうことは考えておりません。」という話なんですが、要請を正当な理由なくして使用し、または物

資を収用できるようにして想定しておりますけれども、拒否したことについて罰則を科すと

当な理由ではないということで土地を収用されるとか、そういうことになるわけですかね、建物が。それで、どういふわけにはいられないだろうと思つております。

○福田国務大臣 ただいまの事情だけでは正当な理由といふわけにはいられないだろうと思つております。

○末松委員 そういうことについて、何かガイ

ドラインみたいなことは公表されることになるん

でしようか。

○福田国務大臣 この辺につきましては、今後、

国民の保護の法制を議論するときに、いろいろと

その必要性があるかないかといったようなことに

ついて、こちらももちろん考えますけれども、御

検討、御討議願いたいと思つております。

○末松委員 こういうことを考へると、やはり國

民の方は非常に不安になつてくるわけですよ。だ

からこそ、民主党が言うように、まず国民の保護

に関する法制をも示していただきたい。

それが、この事態対処と同時に国民の保護の法

制、これを一体化してもらわないと、単にまことに

の事態対処だけあると、自由に、当然自衛隊とし

てはまずは敵をせん滅することが主な目的ですか

ら、これは当然のことながらやつていただきかな

きやいけないんすけれども、ただ、そのときに、

逆に国民の方がその前方でいろいろいたり、何だ

かんだ住んでいたりすると、これこそ自衛隊そ

のもの機能しなくなるわけですよね。だから、一

緒に緊急避難させる。させたときに、では、その

次の日から途方に暮れないように、食物とかそ

んな、事実上使えないというようなこともあるわけ

でございまして、そういうことを想定して

いるわけでござります。

○末松委員 そうしますと、やはり自分としては

どうしても先祖伝来のこの土地の建物にしがみつ

いて、これは何とかしてずっとそこにいたい、そ

してその家屋についてのけと言われても嫌だとい

う話になつた場合には、これはどういうふうな、正

当な理由ではないということで土地を収用されるとか、そういうことになるわけですかね、建物が。

それで、どういふわけにはいられないだろうと思つております。

○福田国務大臣 おっしゃるような、これは二つ

の要素があると思います。それは、最終目標は何

かということ。武力攻撃を受けるという緊急事態

が生じたときに、國家国民、また自分も含めて地

域の隣人、そういう人たちの安全を守るというた

めに行われるということです。それ、法理論上でござ

ります。そしてその能力はないということなんですが、

も理解をしてくださるものだらうというふうに私

は思いますけれども、しかし、確かに微妙な判断

というのはあるんだろうというように思います。

○福田国務大臣 ただいまの事情だけでは正当な

理由といふわけにはいられないだろうと思つております。

○末松委員 そういうことだと、何かガイ

ドラインみたいなことは公表されることになるん

でしようか。

○福田国務大臣 この辺につきましては、今後、

国民の保護の法制を議論するときに、いろいろと

その必要性があるかないかといったようなことに

ついて、こちらももちろん考えますけれども、御

検討、御討議願いたいと思つております。

○末松委員 こういうことを考へると、やはり國

民の方は非常に不安になつてくるわけですよ。だ

からこそ、民主党が言うように、まず国民の保護

に関する法制をも示していただきたい。

それが、この事態対処と同時に国民の保護の法

制、これを一体化してもらわないと、単にまことに

の事態対処だけあると、自由に、当然自衛隊とし

てはまずは敵をせん滅することが主な目的ですか

ら、これは当然のことながらやつていただきかな

きやいけないんすけれども、ただ、そのときに、

逆に国民の方がその前方でいろいろいたり、何だ

かんだ住んでいたりすると、これこそ自衛隊そ

のもの機能しなくなるわけですよね。だから、一

緒に緊急避難させる。させたときに、では、その

次の日から途方に暮れないように、食物とかそ

んな、事実上使えないというようなことがあるわけ

でございまして、そういうことを想定して

いるわけでござります。

○末松委員 そうしますと、やはり自分としては

どうしても先祖伝来のこの土地の建物にしがみつ

いて、これは何とかしてずっとそこにいたい、そ

してその家屋についてのけと言われても嫌だとい

う話になつた場合には、これはどういうふうな、正

ただ、そのときの自衛権の場合、必要最小限度という話に当然なりますから、そういうった場合には、例え北朝鮮のミサイル基地といつても、ノ

ドンというミサイルは二百以上の基地が日本に照準を向けているという認識のもとでそこを攻撃、れども、それに対して先制的に、ミサイル攻撃の着手が始まつたという認識のもとでそこを攻撃、法的にはできるということですが、もし二百とかそのくらいのたくさんになつきました場合に、これは大変だなと思うわけですが、そういうときに、日本の場合は、法理論的には二百なら二百を攻撃できるんでしょうか。

○石破国務大臣 委員、すべて御案内のことなどいうふうな考え方をとるのか、それとも、その中で日本を向いているのがどれなのかということなんだろうと思います。

これは、二百であろうが幾つであろうが可能なのだと、いう考え方をとるのか、それとも、その中で日本を向いているのがどれなのかということなんだろうと思います。

理屈からいいますと、日本に向けてまさしく攻撃の着手とみなし得る一つの要素たり得るというような事象が起つたミサイルに対してやり得るのであつて、その全部、例えばそのミサイル基地が北朝鮮全土に、仮に北朝鮮としましよう、本土に分散をしておつた場合には、これは必要最小限のなかどうなのかということにかかるべくのだろうと思つています。

ですから、まさしく委員御指摘のとおり、すべて、その二百全部に対して、自衛権の発動として、その武力攻撃を我が方がなし得るかどうかというものはそのときの判断だと思いますが、必要最小限というところにかかるべくのふうに判断をしておるところでございます。

○末松委員 ミサイルが飛んできてどこかの都市が大被害を受ける、そうしたら、その来た基地に対する大被害を受ける、また来る蓋然性が高いということでは、また来る蓋然性があるということで、そこは今の防衛廳長官の答えであれば、法理論的

には可能だと、いうことですね、必要最小限度を超える自衛権の行使ではないということですか。

今度は、アメリカが、日米安保条約の履行といふことでこの北朝鮮の基地をたたいていった場合に、それに対して、北朝鮮から、日本に対する当法的にはできるということですが、もし二百とか、そのくらいのたくさんになつきました場合に、これは大変だなと思うわけですが、そういうときには、日本の場合は、法理論的には二百なら二百を攻撃できるんでしょうか。

○石破国務大臣 委員、すべて御案内のことなどいうふうな考え方をとるのか、それとも、その中で日本を向いているのがどれなのかということなんだろうと思います。

これは、日本に例えカウンターアタックで来た、あるいは来る蓋然性が高い、情報が明らかであるという場合には、攻撃できるということによろしいんですね。

○石破国務大臣 現在の政府の立場といたしましては、それはガイドライン等々に基づきまして、その打撃力の行使というのは米国にゆだねておるという政府の立場は、まず申し上げておきたいと思います。

また、そういう委員の御指摘のようなこと、すなわち、アメリカが先にそのようなことを行うだろうか、先制攻撃のようなことを行うだろうかなど、このことは、私は極めて想像しにくいことではないかなというふうに思つております。

アメリカが攻撃をした、それに対して北朝鮮の方から、仮に米軍基地であれ日本の本土であれ、攻撃があつた場合にどうなるかということをございますが、それは本当に、冒頭申し上げましたように、その場合の打撃力は合衆国にゆだねておりますので、私どもとして考えられるのは法理論上どうかということになりますが、法理論上、次から次へ、では次ほどのミサイルが撃たれるのかわからない、北朝鮮のミサイルというのはかなりの部分が地下化されておると思われますので、モグラたたきみたいな話になりますが、それが撃たれたのかわからぬというような状況になつたときには、必要最小限という判断をどう行うかというこ

とだと思います。

しかし、その場合には、もう実行の着手どころか、我が國は被害を受けておるわけありますし、そしてまた、もうほかにるべき手段もない

というような状況になつておるのかも知れません。そのときに必要最小限といふのは何なのだろうかということですが、何度も何度も一番最初に戻つて恐縮ですが、私どもとして、そういう相手

が、同じ日本國の自衛権の行使として、飛んでくる蓋然性の高い基地に対しても、法理論的には日本は攻撃できる、あるいは日本の中における在

ですけれども、米国が攻撃をしたとしても、それ

は、日本に例えカウンターアタックで来た、あれは攻撃できる、これは同じことを聞いているんですね。

○石破国務大臣 現在の政府の立場といたしましては、それはガイドライン等々に基づきまして、その打撃力の行使というのは米国にゆだねておるという政府の立場は、まず申し上げておきたいと思います。

また、そういう委員の御指摘のようなこと、すなわち、アメリカが先にそのようなことを行うだろうか、先制攻撃のようなことを行うだろうかなど、このことは、私は極めて想像しにくいことではないかなというふうに思つております。

アメリカが攻撃をした、それに対して北朝鮮の方から、仮に米軍基地であれ日本の本土であれ、攻撃があつた場合にどうなるかということをございますが、それは本当に、冒頭申し上げましたよ

うか。

○末松委員 北朝鮮が国連安保理で経済制裁がまづ仮にとられたとする、そういうたどきには宣戦布告行為であるというふうに受け取るんだというふうに思つておらないところでございます。

○末松委員 北朝鮮が国連安保理で経済制裁がまづ仮にとられたとする、そういうたどきには宣戦布告行為であるというふうに受け取るんだというふうに思つておらないところでございます。

○末松委員 北朝鮮が国連安保理で経済制裁がまづ仮にとられたとする、そういうたどきには宣戦布告行為であるというふうに受け取るんだというふうに思つておらないところでございます。

○石破国務大臣 これは、仮に経済制裁を行つたときに、それは宣戦布告だ、こう言われても、なかなか国際法的には、本当にそうでしょうかといふことがあります。もちろん、これはもう委員が一番よく御案内のとおりで、宣戦布告という行為が今あるのかという議論はさておきまして、経済制裁をしただけで宣戦布告とみなされましても、これは私どもとしては、そんなつもりは全くないわけでござりますね。

○石破国務大臣 そういうケースは排除されないのだと私は思つていています。

それは個々具体的な場合によりますが、アメリカが戦争だと言つたのは、ここどころは国際法的な詰めが必要ですし、アメリカの中にもいろいろな議論があると聞いておりますが、要は、オサマ・ビンラーディン率いるがところのテロ集団に対して戦争だと言つたのか、それとも、それをタリバン政権なるものがかくまつていて警察権が及ぼざるような状況が発生したので、それで戦争だということになつたのか、そのところは、実は、私はもう一度整理が必要なんだろうとうふうに思つています。

しかし、今委員御指摘のように、それが北朝鮮の工作員により組織的、計画的に我が国に対して九・一のようなことが起つたということでは、わからぬと思うのです。向こうが、それは我が国に対する宣戦布告とみなしたぞ、こう言いましても、それだけですべて予測事態あるいは武力攻撃事態というものになるわけではございません。やはりそれは、向こうがどういうような行為に出るか、そして意図の明示がどのようあるか、それそれを個々具体的に判断をするものだと

○末松委員 時間がなくなりつきましたので、現実に即した質問をもうちょっとさせていただきます。

例えば、これも仮にですよ、これは仮定ですけれども、最後の質問になるかと思いますが、九月に、それに対して、北朝鮮から、日本に対する当

十一日のような米国のテロ事件が日本で発生したとします。それが例えば、これも全く仮定の話ですが、北朝鮮の工作員がやつたというよう

事が判明したといった場合に、アメリカは九月十一日の行為を、あれは戦争である、戦争だといふことと彼らは自衛権の行使に至つたわけでござりますが、では、日本がこの法案で、そういう大規模なテロをもつて、これは具体的にケース・バイ・ケースで判断されるんでしょうか。たゞ、それが戦争行為であるというふうに認定した場合には、これはこの法律の発動になるんでしょうか。

○末松委員 時間がなくなりつきましたので、現実に即した質問をもうちょっとさせていただきます。

例えば、これも仮にですよ、これは仮定ですけれども、最後の質問になるかと思いますが、九月に、それに対して、北朝鮮から、日本に対する当

十一日のような米国のテロ事件が日本で発生したとします。それが例えば、これも全く仮定の話ですが、北朝鮮の工作員がやつたというよう

事が判明したといった場合に、アメリカは九月十一日の行為を、あれは戦争である、戦争だといふことと彼らは自衛権の行使に至つたわけでござりますが、では、日本がこの法案で、そういう大規模なテロをもつて、これは具体的にケース・バイ・ケースで判断されるんでしょうか。たゞ、それが戦争行為であるというふうに認定した場合には、これはこの法律の発動になるんでしょうか。

○末松委員 時間がなくなりつきましたので、現実に即した質問をもうちょっとさせていただきます。

それで、ではそれがそういう事態になるかといふますが、それは本当に、冒頭申し上げましたよ

事態となるような状況であるというほかのいろいろな状況が積み重なつてくれば、そういう事態は最初から排除はされないというふうに考えています。

ただ、それがどのような事象であるのかということと、そしてまたそれを加えたものがどのようなものであり、国家との間にどういうような関係があるかということを精緻に見なければいけないので、一概のお答えは難しいかと思います。

○末松委員 そこで、戦争と認定された場合には、外務大臣、せっかく呼んでいますので、そのときは、日米安保条約の日本国領土における攻撃がなされたということで、発動になるという理解でよろしいですね。

○鳩山委員長 いいですか、末松君、時間が来ておりますので。(末松委員「わかりました。もうこれで終わりです」と呼ぶ)

○川口国務大臣 まず、安保条約によれば、御案内のように、我が国に対して武力攻撃が発生をした場合には、これは日米安保条約の第五条の対象になるわけですけれども、具体的なケース、今おつしやったようなケース、これもいろいろな形、今防衛庁長官がおつしやったようにいろいろな形をとり得ますので、これが具体的にあらかじめそうであるかなかといふことをお答え申し上げるといふのは難しいかと思います。

○末松委員 以上です。終わります。ありがとうございます。

○鳩山委員長 次に、田端正広君。

○田端正広君 公明党の田端でございます。

大臣並びに提出者の皆さん、大変に御苦労さまござります。

有事関連三法案は、昨年の通常国会、臨時国会、そしてことしの通常国会と、三国会にわたって議論されてきました。今日、そのトータルの審議時間が既にもう八十五、六時間に達していると思うわけですが、私は、そういう意味でも非常にじっくりと時間をかけ、慎重に議論してくることができたな、こう思っております。

そしてまた、先般、国民保護法制に対する考え方といいますか骨子ということも提案され、そしてまた民主党及び自由党からも対案、修正案も提案されました。今また、与党と民主党との間では修正協議ということで精力的に議論もされているわけでありまして、私は、国家の主権と独立を守り、そして国民の生命財産を保護する、そういう立場から、この修正協議がぜひ合意し、そしてまた多くの賛成を得て成立することが望ましいという意味で、民主党との合意というものを非常に期待している一人であります。そういう前提で二、三質問させていただきたいと思います。

国民保護法制について、まず民主党の提案者の方にお伺いしたいと思います。

国民の避難誘導、救援、これに関しての国民保護法制の制定というのは大変大事なことだと思つておりますが、民主党の修正案によりますと、政

府案にある国民保護法制二年内制定という文言が、整備目標が削除されているといいますか、な
いわけであります。そういう意味で、民主党案の考
えのよう、国民保護法制が制定されるまでの間は関連三法案は施行しないといふことも一つの考
え方ではあるとは思いますが、しかし、今は非常に時間的にも大事なときであると思いますから、
そういう意味で、いつまでに保護法制を整備され
るべきなのか、どのような時間的目標をお考えにな
つているのか、まずお尋ねしたいと思います。

○前原委員 今御指摘がありましたように、有事法
制というものは、有事に際して国がどう国民や地
方公共団体に協力を求めていくのかという部分、
これももちろん大切でありますけれども、それと
同時に、協力を求められた国民なりが、憲法上で認められた基本的人権をどう保障されるのか、ある
いは侵害された場合の補償手続、損害賠償等はどう

あるのかということも極めて重要であります。
したがいまして、国民保護法制と他の法案とい
うものの施行期日の一体化を我々は求めていると
いうことで、その点は、今指摘をされたとおり、
我々は主張させていただいております。

では、具体的にいつまでにそれをというところでありますけれども、もともと、昨年の通常国会にこの法案は出されているわけですね。そのときにもう、二年以内ということでありますので、それから考
えると、私は、一年以内にはやはり国民保
護法制は出されるべきだと思いますし、この有事
法制というものを一体としてスタートさせるためには一年以内、しかもできるだけ早い方がいいと
いうのが我が党の考え方であります。

○田端正広君 官房長官、今民主党の提案者の方から、民主党としてはあと一年が時間的なタイミングミットだ、こういうお話をございました。今お話をあつたように、昨年法案が提出されてから二年以内ということですから、既に一年が経過した。そ
うすると、残る一年、つまり来年の通常国会とい
うことがそういう意味では確かに当時からの目標設定であったと思います。

そうしますと、この法律は、そのまでいきま
すと、ちょっとそこそここの整合性がおかしく
なると思いますが、官房長官はどうお考えなんですか。私もやはりあと一年が時間的な制約のタイミングミットだと思いますが、大臣、いかがでしょ
うか。

○福田国務大臣 国民の保護の法制は、国民の生
命、身体及び財産を守る、そういうことのためには
必要な事項を定めるというものでございまして、
その重要性というものは政府も十分認識していると
ころでございます。

他方、法制の内容は、国民の権利義務とも関係
がありますし、検討事項も多岐に及びますので、
今後とも、地方公共団体や関係する民間機関等の
意見を聞きまして、十分な国民の理解を得ながら
整備を進めていくべきものであるというように考
えております。

政府は、したがいまして、武力攻撃事態対処法
案の成立後、早急に、関係する団体や機関との本
格的な調整を進めまして、そしてできるだけ早期
の整備に努めてまいりたい、こういうように考
えております。

○田端正広君 できるだけ早急にというお話を
り、当初の目標からいくと来年の通常国会、それ
の場合は、地方自治体あるいは関係民間団体と
の話し合いといいますか、理解を求めていくとい
うことが大変大事だと思います。

先般、統一地方選挙があつたために、知事会に
対する説明とかあるいは意見聴取、話し合いとい
うものがちよつとおくれたんじやないかというふ
うに伺っておりますけれども、市長会、町村長会
等は進んでいるのかもわかりませんし、また民間
の方も進んでいるんだろうと思いますが、その辺
の経過はどういうふうになつてているんでしょうか。今後の方針をお示しいただきたいと思います。

○福田国務大臣 地方公共団体に対しましては、
国民の保護のための法制の輪郭につきまして、今
年一月以降、都道府県を初め、全国市長会それか
ら全国町村会等に対する説明会を実施してまい
りました。これに対する地方公共団体の質問とか意
見につきましては、総務省を通じて取りまとめを行
いまして、その主なものについては一問一答形式
で地方公共団体に回答するということをしており
ますが、と同時に、官邸のホームページにも掲載
をいたしております。さらに、その意見の一部に
つきましては、さきの委員会で御説明をいたしま
した、国民の保護のための法制についての内容に
も反映をいたしていいるところでございます。

国民の保護のための法制については、武力攻撃
事態対処法案の成立後、本格的な調整に着手する
ということにしておりますが、今後とも、節目節
目で地方公共団体の御意見を伺うことが必要であ
るというようになります。

その中で、都道府県知事から直接御意見を伺う
機会を設けるとともにぜひ必要と考えております
て、現在総務省において日程調整を行つておる
ところでございます。都道府県知事から直接御意見
を伺うという会は、これはもう既に一回やつてお
ります。そこでいろいろ御意見を徴しておること

ろでございます。

○田端委員 次に、修正協議で大きな焦点になっている人権の問題についてお尋ねしたいと思います。

国家緊急時における有事法制の目標、究極の目標というのは、私は、やはり国民の人権を保障するということが大きなテーマだ、こう考えているわけで、そういう意味では大変大きな、人権というの大問題だ、また、当然このところはしつかりさせなきやならない、こう思っているわけであります。

政府案では、既に憲法で保障されている自由と権利の尊重についての規定ということで、憲法との関係からいって、特別に個別の法律にその人権の部分を特記するというのはそれなりの必要があるのではないか、それなりの理由がなければやる必要はないんじゃないかといいますか、既に憲法できちつと整合性があるからそれでいいんではないかというお考えのようでありますけれども、具體的な事例といいますか、こういうものを特記して明確にするというふうなことについてはどういうふうなお考えなのか。政府としては、考え方としてそういうことを示すのはいいんではないかと、いうふうなお考えのようだと思いませんが、その点についてはいかがでしょうか。

○福田国務大臣 日本国憲法は国の最高法規でござります。憲法に規定されている事柄につきましては、これは国家がそれを遵守しなければならないのは当然でございます。憲法において同様の内容の事柄に関する規定をあえて設ける必要はないものと考えています。

政府案では、第三条第四項において、「日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならず、これに制限が加えられる場合は、その制限は武力攻撃事態に対処するため必要最小限のものであり、かつ、公正かつ適正な手続の下に行

われなければならない」と明記いたしております

て、武力攻撃事態への対処と国民の自由及び権利との関係に関する基本理念を述べております。こ

れは憲法における基本的人権についての考え方によつとつたものでございまして、同項の規定は、

わかれなければならない」と明記いたしております

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

の弊害というのは大変あるようでありまして、そしてまた各州の独立した政府、その各州間の温度差というのも非常にあるようでありまして、アメリカにおいて、文民サポートチームというものが国家警備隊と一緒になつて活動しているという事例は三十二州になつてゐる、こういうことであります。したがつて、日本においてもこれはなかなか難しい。整合性、各省庁の関係、法律との関係、役割分担あるいは行政改革の問題等いろいろあるなというふうに思いましたが、この問題について官房長官の御説明をお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○福田国務大臣 今、委員御説明ございましたFEMAにつきましては、これは日本語に訳せば連邦緊急事態管理庁、こういうことになるのでありますけれども、これは本当に縦割りの弊害を排除する、そういう趣旨も強いんだろうと思ひますけれども、横断的に、本当に大胆な改革をするということであると私も理解いたしております。

しかし、我が国においては、既存の官庁がありまして、そして、そのおのおのの官庁が今しつかり対応しているということあります。それは縦割りのこととでございますけれども、横断的にいう意味におきましては、これは事態によるわけでございますけれども、関係省庁間の協力連携を図

るために、組織の相互調整を機動的、有機的に行うがために、内閣官房に、関係省庁の危機管理部門を統括する内閣危機管理監というものを置きました。そして、縦割りの弊害を努めて排除する、こういうよう

よした体制にしておるわけてございます
それから、日ごろから、さまざま緊急事態への対応マニュアルの整備とか実践的な訓練などを通じまして、それぞれの事業への対処能力の向上に努めることをいたしておりますとともに

に、実際に事案が発生した場合には、必要に応じて、災害対策基本法とか閣議決定などに基づいて、政府としての対策本部を設置するというようなことでもって政府が一体となって対処する体制を整えてきております。

そういうことから、現時点で、FEMAとか危機管理課とか、そういったような新たな組織を設置することは考えておりませんが、国民の生命財産を守るという観点から、政府といたしましては、これは今後とも不斷の努力をして、抜け穴がないかどうか、そして緊急事態に機動的に対応できるかどうか、そのことに思いをいたしながら体制の整備にさらに努めていくということを考えております。

○鴻山委員長 次に、工藤堅太郎君。

○工藤堅太郎君 以上で終わります。ありがとうございます。

○工藤委員　自由党の工藤堅太郎でございます。
法案の質疑に入ります前に一点だけお伺いをしておきたいと思うのであります。それは、九日で発覚した日本飛行機株式会社の水増し請求問題であります。

これまで、防衛庁の調達本部とかかわるいろいろな産業、ついこの前も、十二社で水増し七百二

十五億円を返還したといったようなことで出でてい
るわけであります。この日本飛行機株式会社の
件も、役員も認めているといったようなことで、
何でこういうようなのが起こるのか。そのほとん
どが、いわゆる工数のつけかえといいますか、民
間用の作業を防衛庁向けと偽って、そして不正請

うがこういうことをやっているというような、そういう考へてもいいように数が多いわけであります。それで、何で防衛庁がこうなののかというような

ことなのでありますか。調査かながたか難しいので一遍に出でこないと、いうようなことを恐らく理由にすると、思うんですけれども、そんなことは通る話ではない。これがもし、例えば雪印みたいな国民の口の中に直接入るような食品の場合なん

かであれば、ほとんどは、倒産とかやつていけないぐらいの致命的な問題になりますよ。それを、知らないところでそういうふうにやつっている。これが、我が国の防衛産業を育成するといったようなことで、それはまた大事なことであります

けれども、四倍も五倍も高いものを買っているということなんですね。これは、四割高いとか五割高いじゃないんですね。四倍も五倍も高いものを買って、それで、しかもまだ水増しをして、本来、今自動車でも何でも国際競争力の時代ですよ。こんなことをやっていて、いつまでも許されるものじゃないというふうに思うんです。

私は、一番驚くのが、悪いことをした、不正をした、発覚した、金を返せばいい。そういうようなことじやないだろうと思うんですね。それで、新聞にもちよつと出ておつたんですけども、返還をするまでは次の指名競争入札には入れないと

いうことを通告したとか決めたとか、当たり前の話ですよ。金を返せばそれを指名競争入札に入れるといつたようなことだからこういうふうになると思うんですが、防衛庁長官いかがでしようか。
○石破国務大臣 委員の御指摘は、かなりの部分そのとおりなのだろうと思っています。
ただ、一つは、委員よく御案内のとおりですが、

その会社しかつくっていないといふものが結構ありますて、そこを入れないということになると、そもそも飛行機が成り立たないとか戦車が成り立たないとか、そういうことがございます。防衛産業は、委員も戦車は千社という言葉を御存じだと思いますが、一両の戦車をつくるのに、ではどれ

ぐらいの会社が入っているかというと千社ぐらいも入っているという話でありまして、それで戦車は千社なんというような言葉があるんですけどねども。そのところは、だからそこに甘えるなどといふことはございません。十二三ヵ月かかる

そういうことはあると思ひこんです。されど、吉えぢやいけないんだけれど、だといふことがあります。

思います。要するに、今回、私ども、別に性善説に立つてはいるわけではないのですけれども、会社ぐるみで国をだまそうとしたわけですね。私どもとしては、サンプル調査しかしていないので、これを、では全部悉皆調査するかということになる

のだろうと思ひます。結局、それだけ信じられないと、いう話になつてしまふわけです。
本当に、雪印でも国民の健康と安全です。我々の防衛というのは国の独立と平和です。そうすると、これはどうすればこういうことが防げるのかということ。

そして、私も府内いろいろ議論をすらんですが、二割とか三割なら話はわかるが、こんな水増しをしていて、少し高いなということがなぜわからぬかといふ話でござります。このあたり、どうすれば納税者の方々にきちんと御納得いただけるか。今回は、本當になかなか気づかないような周

到なやり口で、民間の工数を紛れ込ませるというやり方でやりましたので、書類上はきちんとつながっているわけですね。これをどうやつて見抜くのかということを考えますと、やはりこれはちょっとおかしいのではないかという気持ち、感覚を私たちは持たなきやいかぬのだろうと思つています。それから、金を返せばそれでいいんだというこ

私どもの体制も、調本事案がありましてから、相
当に改善をしたとは思っております。しかし、万全
ということはございませんので、委員の御指摘も
ございますので、今後さらに、よく納税者の御期
とではないんだということは、私もそのとおりだ
と思っております。

○工藤委員 防衛廳長官、どうすれば防げるんだ。待に沿うように尽くしてまいりたいと思います。もうかというようなお話を御答弁されておつたんですけれども、これは簡単なんですよ。三年も指

名しないとかなんとかというようにやれば、これは犯罪ですよ、その犯罪をやったのを、金を返せません。ばいい、倍返しとか、そんなばかなことをよく決めたものだ。そう思つてゐるんですが、三年とか五年とか指名しない、そういうのは今後は珍しくなつた

いうことにはすればやらなくなりますよ。
どうすればいいか。だから疑うわけですよ。金
を返せばいい、それまで、また指名競争入札に入
れるということになれば、いわゆる防衛族と呼ばば
れるような人たちが、国会議員がパーティ券を

買つてもらつたり、政治資金、活動資金をもらつたりしているからするんじやないかなんて国民が疑つたつて、これは不思議はないんですよ。すぐこういうことをして、しかも、今まで何回もありますよ。

さつき申し上げたとおり、返還したのが十二社で水増しが七百二十五億も返したとなつてゐるわけですから、このほかにもよく調べたら、どうなつてゐるかわからぬような状況なわけでしよう。ですから、疑われたつてこれは仕方がないんですよ。

聞きにくいことを申し上げるが、まさか石破防衛庁長官はパーティ券を買つてもらつてはいな
いでしょ。うね。どうなんですか。

○石破国務大臣 これは全部帳簿を見なければわ
かりませんが、ここで一枚も買つてもらつていま
せんということが申し上げられるかどうか、これ
はちょっと調べさせてください。

ただ、委員御指摘のように、買つてもらつてい
る

るから手心を加えていたりとかなんとか、そのようなことは私はないと、私自身はそうです、そうあつてはならないものだと思つています。これは断言しなければいけないので、そういう疑われるようなことは一切やつてはならないものだというふうに考えています。

ただ、繰り返しになつて恐縮ですが、要は、防衛産業というものが、本当に小さな小さな町の鉄工屋さんみたいなところから始まつて大手のメー

カ一まで、非常なピラミッドによつて成り立つてゐる。今回の日飛みたいなのはかなりメジャーなケースでございますが、もつとちつちやな会社さ

んもたくさんあるわけです。そういうような実態あるのをもう一回、防衛産業のあり方にも含めて私たちとは常に見直さねばならないことだと思つています。

これは汎用品ではございませんので、特殊な技術ですから、それがなくなってしまうとシステム全体が成り立たないということがあります。したがつて、一罰百戒みたいな話でもよいのですが、

これはどうすれば本当に防げるのかということは、本当にぎりぎり考えていかないかぬ。そのときには、天下るからと/or券を買ってもらつていうからとか、そんなことで手心を加えるというようなことは一切あつてはならない、当然のことです。

序だけではございませんが、国としてどう考えるのか。これは委員御指摘のように、まさしく犯罪だという考え方もあるわけです。これは詐欺の構成要件に該当しているんじゃないのと私は個人的には思っているのですけれどもね。しかし、それを国としてどう考えるか、そして訴訟をやった場合にそれが維持できるのか、どうやって証拠を出すのか、そういうようなこともございます。

いずれにいたしましても、そういうことがないように、私どもとしてもさらに寛全を期してまいりたい。そして、いわゆる会社さん、メーカーさ

我が自由党の安全保障基本法案及び非常事態対処基本法案 これは、国民生活を根底から覆すような武力攻撃とかテロ、自然災害等の非常事態が生じた場合に、政府が、すべてに優先して、いかにして国民の生命財産を守るかということを規定したものであります。

本来、非常事態において国家が国民の生命財産をどのように手段、方法で守るかということについては憲法に規定されているべきでありますけれども、言うまでもなく、我が国の憲法にはそのような規定がございません。とすれば、現憲法の前文等の趣旨に照らして、まず、我が国 の安全保険並びに非常事態にどのように対処すべきかの基本法を策定することが最優先されるべき課題である、このように考えるわけであります。

先週の参考人質疑でも、何人の方々から、憲法上、安全保障、非常事態に対する規定がない必要である旨、説明、指摘がございました。これ

らの論議をお聞きになつて、これら基本法の必要性、さらに、こうした考え方を今後検討していくお考えをお持ちなのかどうか、お二方にお伺いをしておきたいと思います。

○石破国務大臣 我が国憲法にそういう非常事態の規定がないことはおっしゃるとおりで、参議院での緊急集会しかないというのは、これは有名なお話でございます。

ドイツの基本法も、私、全部読んでみましたが、これを日本に入れたときにきちんとワークするだろうかというと、これはしないんだろうと思っています。それが、ドイツの基本法みたいな考え方をとるということになりますと、今申し上げたように、自然災害あるいは事故、警察が対象とする事態、自衛隊が対象とする事態、そういうものも全部見直すということになつてまいりまして、私は、そのことにそれほど大きな実りがあるとは考えておりません。

考え方としては、もちろん緊急事態に対する考え方は一貫することが必要でございますが、我が国の法制に合わせた場合に、そのような統一的な基本法の作成を必ずしも必要だと考えないゆえんでござります。

○工藤委員 次に、民主党の基本法案提出者に、憲法の関係において幾つかお伺いしていくたいと思いますが、政府の武力事態法案の目的、民主党の基本法案の目的、基本理念の各条項を見ても、現憲法との関係について一切触れておらないわけであります。繰り返しになりますけれども、本来、憲法で規定されていない安全保障、非常事態等にいかなる手段で対処をするのか、そのための憲法上の解釈をきちんと整理して、憲法との関係を明確にすることがまず初めに手がけるべき作業だといふふうに思うわけであります。

そこで、憲法と基本法の関係についてどのような

そこで、憲法と基本法の関係についてどのように考えられてこの基本法案を策定されたのか、まざお聞きしておきたいと思います。

○平岡議員 委員も先ほど御指摘されましたように、緊急事態において国が国民の生命財産を守るために、どうのうに対処するかについては、諸外国の

立法でも多く見られるように、本来ならば憲法に規定があるべきものと我々も考えております。しかし、見丁の我が國の憲法にこのようふ規定が存

かし、現行の我が国の憲法はそのような規定が存在しない、先ほどの参議院の緊急集会ぐらいしか見当たらないというのも御指摘のとおりでありま

という考え方にして、我々は、現行憲法の枠内において、緊急事態対処のための理念等を明確にするために基本法が必要であるというふうに判断いたしました。今回のような法案を提出させていただいたということをございます。

○工藤委員 いいんですが、いいんですが、というのは変だが、私ども自由党は、安全保障基本法案の第三条に「自衛権の発動としての武力の行使」に関する規定を設けまして、憲法に基づいて、自衛権発動の要件を明確にしているわけであります。

言うまでもなく、自衛権は、個別的であると集団的であろうと、その範疇にあるというのが私たちの党の見解であります。我が国の過去における歴史を冷静に振り返ったときに、諸外国からの無用な憶測とかあるいはあつれきを避ける意味からも、こうした規定は極めて重要である、このように考へておきたいと思います。

そこで、民主党の提案者にお尋ねをいたしますが、今回与党との修正協議に臨んでおられる民主党の基本法案の中で、この自衛権の行使の概念、特に政府の、自衛権は行使できるが、憲法上、集団的自衛権の行使はできないとの見解を踏まえて、どのようなお考へをおられるのか、御答弁をいただきたいと思います。

○平岡議員 民主党案でいきますと、緊急事態の一つの形としての武力攻撃事態というような位置づけになつておられるわけありますけれども、その武力攻撃事態の中におきまして自衛権のあり方をどのように考へておきたいかということについて申し上げますと、これは自由党の考え方と一致している部分だと思いますけれども、外國から違法な侵害を受けた場合の個別の自衛権の行使まで放棄したものではない、これは当然のことです。たまに、御指摘のありました集団的自衛権の問題については、民主党では、一九九九年六月に安全保障基本政策というものを出しておりまして、そこで見解を示しているところでございます。参考までに、関係の部分だけちょっと読み上げさせていただきたいと思います。

まず政府の考え方を説明した上で、民主党としては、「集団的自衛権の行使とは、自國と密接な関係にある外國に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止する権利を行使すること」と定義されるが、この権利行使を解釈として認めることは重大な解釈の変更になり、また憲法第九条は侵略戦争を禁止しているに過ぎないということになります。以上を踏まえ民主党は、集団的自衛権行使の是否を憲法解釈の変更により行うべきではないと考える。」このような立場に立つておることでござります。

したがつて、今回の緊急事態基本法案、そして、そのもとにあるという位置づけになつております武力攻撃事態対処法案の中でも、こういう基本的な立場の中で立法、提案をさせていただいているということでござります。

○工藤委員 もう一点、民主党さんにお伺いをしておきますが、私ども自由党では、憲法の精神を踏まえて、国際の平和及び安全の維持に関する国際協力は当然積極的に進めるべきだ、このように考へているところです。よく国連を中心主義、こう言われますけれども、今の国際連合が国際平和の維持に関してパーエクタの組織だ、このようにには別に言うつもりはないわけであります。

そこで、私は、P.K.O活動に積極的に参画するには、P.K.O活動に積極的に参画するか、また、その予防をしておきたいと思います。そこで、十九条に書いた十九条、御指摘をいただきました十九条のみならず四章が、いかに戦争を起こさせないような努力をするか、あるいは未然に防止をするか、また、その予防をしていくのかといったところを国家の基本と置くべきである。つまりは、緊急事態にならないような施策というものをできる限りとするべきであると、いう観点から第四章というものを基本法に書き加えていただき、また、その中にP.K.O活動への積極的関与というものを書かせていただいているところです。

なお、お尋ねの、武力行使容認決議というものがなされた場合においてはどういう憲法上の法的根拠をということでございますが、先ほど平岡提案者からも御答弁をさせていただきましたけれども、国連の武力行使容認決議に基づいて、例えば多国籍軍に参加をする、あるいは国連軍というものが仮にできた場合に参加をするということは、集団的自衛権あるいは集団安全保障と法理的には軌を一にしていると思つておりますけれども、やはりその整理がなされなければそういう活動には参加できないと考えております。我が党は、この点、民主党案では、第十九条で「国際連合平和の創設」を明記しているわけあります。

和維持活動等に対する協力」を規定していますけれども、例えば、国連の安保理で武力行使容認決議がなされた場合、憲法のどの部分をよりどころにして参加して活動しようとしているのか、その議がなされた場合、憲法のどの部分をよりどころにしておつもりなのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○前原議員 自由党さんが示されているように、P.K.O活動の必要性というものについては、我が党も同じ考へを持っております。

ただし、若干異なりますのは、御党が別組織という形で国連の平和維持活動に積極的に参画をすべきだという御意見でありますけれども、我が党は、自衛隊の活用においてP.K.O活動に積極的にかかわるべきだという考へを持っております。

なお、今回が我が党が提出をいたしました基本法の十九条、御指摘をいただきました十九条に書いてございますのは、十九条のみならず四章が、いかに戦争を起こさせないような努力をするか、あるいは未然に防止をするか、また、その予防をしていくのかといったところを国家の基本と置くべきである。つまりは、緊急事態にならないような施策というものをできる限りとするべきであると、いう観点から第四章というものを基本法に書き加えていただき、また、その中にP.K.O活動への積極的関与というものを書かせていただいているところです。

なお、お尋ねの、武力行使容認決議というものがなされた場合においてはどういう憲法上の法的根拠をということでございますが、先ほど平岡提案者からも御答弁をさせていただきましたけれども、国連の武力行使容認決議に基づいて、例えば多国籍軍に参加をする、あるいは国連軍というものが仮にできた場合に参加をするということは、集団的自衛権あるいは集団安全保障と法理的には軌を一にしていると思つておりますけれども、やはりその整理がなされなければそういう活動には参加できないと考えております。我が党は、この点、民主党案では、第十九条で「国際連合平和の創設」を明記しているわけあります。

がなされたとしても、多国籍軍やあるいは国連軍に参加をするとということは憲法上認められない、そういう視点に立つております。

○工藤委員 今の御答弁、ありがとうございます。ただ、もちろん、外交努力によって、話し合いで戦争を回避しよう、これはもう当然のことでありまして、そんなのを書く書かないにかかわらず、それはやつていかなきやならないことがあります。

○前原議員 自由党さんが示されているように、P.K.O活動の必要性というものについては、我が党も同じ考へを持っております。

ただし、若干異なりますのは、御党が別組織という形で国連の平和維持活動に積極的に参画をすべきだという御意見でありますけれども、我が党は、自衛隊の活用においてP.K.O活動に積極的にかかわるべきだという考へを持っております。

なお、今回が我が党が提出をいたしました基本法の十九条、御指摘をいただきました十九条に書いてございますのは、十九条のみならず四章が、いかに戦争を起こさせないような努力をするか、あるいは未然に防止をするか、また、その予防をしていくのかといったところを国家の基本と置くべきである。つまりは、緊急事態にならないような施策というものをできる限りとするべきであると、いう観点から第四章というものを基本法に書き加えていただき、また、その中にP.K.O活動への積極的関与というものを書かせていただいているところです。

なお、お尋ねの、武力行使容認決議というものがなされた場合においてはどういう憲法上の法的根拠をということでございますが、先ほど平岡提案者からも御答弁をさせていただきましたけれども、国連の武力行使容認決議に基づいて、例えば多国籍軍に参加をする、あるいは国連軍というものが仮にできた場合に参加をするということは、集団的自衛権あるいは集団安全保障と法理的には軌を一にしていると思つておりますけれども、やはりその整理がなされなければそういう活動には参加できないと考えております。我が党は、この点、民主党案では、第十九条で「国際連合平和の創設」を明記しているわけあります。

らされることは考えられるわけでございますから、そいつたものを事前によく想定しておいで、そして、いついかなるときも的確迅速に対応できるような方途を講じておくのが、本来、国としての役割であり、また責務である、こんなふうに考えております。

国民の生命、身体、財産、先ほど申し上げましたように、危険にさらされるような事態といたしましては、当然自然灾害で、一番大きなのは、先年阪神・淡路大震災のときのような大規模な地震が起つて何千人の方々がお亡くなりになると、いうような事態とか、あるいは大きな風水害といふことで台風の災害とか、さまざまなことが想定をされます。

また、事故ということでいきますと、これだけ近代科学技術が発展し、便利になつた一方で、例えば原子力発電所の事故の問題なども大変大きな心配を、国民を惑わしますし、先年の茨城のあの原子力燃料の事故なども大変住民の皆さんに大きな不安を与え、あの程度でよくおさまつたものだなというものが実態のところではないか、こんなふうに思います。

さらにまた、最近の近代科学技術の発展ということでになりますと、本当に想定もできないような、例えは生物兵器といったものもありますが、サイバーテロといったような事態も想定されるというふうなことを考えますと、では、非常事態といふことで、東西冷戦のときのよう、どこの想定敵国から武力をもつて戦艦が押し寄せてくる、あるいはまた飛行機が押し寄せてくる、そういう事態だけを想定して対応していればいいのか。現実にそういう武力攻撃のような事態というのは、国交が悪化をする、二国間の関係が非常に陥悪化していく、恫喝が繰り返される、あるいはまた最後通牒まがいのものが起こつてくる、こういふ事態になれば、そのための対策を講じなければならぬのは政府として当然の義務であります。ただ、実はそいつたものだけを今の政府の案といったものは想定しておられるのではないか。

いついかなるときにどんな事態が国民の生命や自由や財産を侵すような事態として発生していくかは予見ができないわけでありますから、だからこそ、想定される事態が今私が具体的な例を申し上げただけでもたくさんあるわけでございますか

それが、そういう類型ごとにどういう対処をするのか、そういう基本的な方針をまず定め、そしてそれぞれごとに基本的な事項も定めて、対応が迅速にできるようにしておく必要があるということが一番大切ではないか。

災害は忘れたころにやつてくるという寺田寅彦さんの大変有名な言葉がありますけれども、忘れたりこりにやつてきたから、ではそれで慌てて泥縄でやりましょうといったつて間に合わなかつたのが阪神大震災のときでございました。

私などは、本当に今の国の安全保障といった問題全般を考えますと、実は破れ傘のような安全保障原則ではないか。ばらばらと大雨が降り出しているときに、傘をぱつとあけたら、武力攻撃事態だけはちゃんと布が張つてありましたけれども、ほかのところは全部雨がぱあつとみんな国民の肩にかかってしまう、大変な目に遭つてしまふ、そんな思い。さらに、阪神大震災のときなどは、私などが考えますと、それこそ破れ傘どころか、傘の骨と柄が十分にくつついでなくて、開こうと思つても開かなかつたような事態ではない、そんなふうに思うと、これで本当に国民の安心や安全を守ることができるとか、ということをもつともっと真剣に考えていいのか、ということをもつともっと真剣に考えております。

○工藤委員 時間もほとんどなくなつてしまいまして、手短にお伺いをしたいんですが、もう一点お伺いします。

○赤嶺委員 本当に想定された場合の御答弁をいたしましたが、その点をお答えいただけます。

○都築議員 御指摘をいただきました点でござります。

私どもも、実は先ほど私が御答弁したような状況の中で常設の本部を設置するということであれば、常設の危機管理庁といったものも十分平時から備えておくべきではないか、こういうことも真剣に検討したわけでございます。

しかし、実際には、今日のこの国の行政組織といつたものは、それぞれの省庁が縦割りの中ですぞれの権限を強大に持つておりますし、それ自体が実は行政改革の対象になるのではないか、こんなふうにも思うわけですが、そういう実態を前提とすれば、実は大統領制とは違つた形で対応していく必要があるだろうと。

逆に、今の縦割り行政の中に、例えは危機管理庁似のものを設けたとしても、縦割り行政の中にもう一つ縦割りを設けて、いざ緊急事態となつたときに、ではそれが本当に権限を發揮できるのかといつたら、それそれまた権限争い、積極権限争いと消極権限争いなどを繰り返して、実際には今までと全く同じだというのであれば、そこに配置した人員が何千名になるかもしませんけれども、結局またむだな予算を消費しているにすぎない、こういうことになつてしまふわけであります。

そこで、この武力攻撃事態法案、これは中でも米軍の支援、これが中心になつていくだろうと思います。その米軍支援の中身についてこれまでたびたび質問してまいりましたけれども、一切その中身というのが明らかになつていらない、これがきょうまでの到達点です。そういう中身が明らかにされないまま、今度の事態法案の採決、いろいろなことが言われておりますが、そういうことは絶対に私は認められないと思います。

法案の第二条の六号のイの(2)、修正案では七号のイの(2)になりますが、ここには「自衛隊の行動及びアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約にされないまま、今度の事態法案の採決、いろいろなことが言われておりますが、そういうことは絶対に私は認められないと思います。

法案の第二条の六号のイの(2)、修正案では七号のイの(2)になりますが、ここには「自衛隊の行動及びアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約にされないまま、今度の事態法案の採決、いろいろなことが言われておりますが、そういうことは絶対に私は認められないと思います。

○赤嶺委員 次に、赤嶺政賢君でござります。

○鴻山委員長 日本共産党の赤嶺政賢でござります。

けれども、自由党案では、どういう理由で設けないということにしたのか、その点をお答えいただけます。

○赤嶺委員 次に、赤嶺政賢君でござります。

○鴻山委員長 次に、赤嶺政賢君でござります。

○赤嶺委員 次に、赤嶺政賢君でござります。

○鴻山委員長 次に、赤嶺政賢君でござります。

○赤嶺委員 次に、赤嶺政賢君でござります。

きたのかどうかということで、いろいろ整理してみたけれども、一切出でていません。私がつくった資料では空白のままで。そういう空白のままでいいのかどうか。実際に、今度の武力攻撃事態法案ではどうい支援内容を検討しているのか、これについてきちんと答えていただきたいと思いまます。

○川口國務大臣 武力攻撃事態における米軍の行動の円滑化に関する措置についての御質問でござりますけれども、この武力攻撃事態対処法案に定めてありますように、米軍が日米安保条約に従つて武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるという観点から、物品役務の提供などが考えられるということをございます。

このような措置が適切かつ効果的に実施をされるようになるために必要となる法制につきましては、これは事態対処法案成立後、この法案に示された枠組みに基づきまして整備をすることとなつております。これまでの国会の御審議も踏まえまして、論点を整理するという作業を行つていただけます。

ただ、この内容につきましては、現在、作業中でございまして、お答えができる段階ではございません。

○赤嶺委員 私たちから見れば、米軍というのは、沖縄にとどまらず、在日米軍基地のあるすべての周辺地域においてそなんですけれども、安保の目的達成にとどまらず、アメリカの国益のために、在日米軍基地を自由に、かつ効率的に、円滑に使つてゐるわけですよ。そういう米軍にどんな支援をしていくのか。これが、周辺事態法のときには別表になつて出されていました、テロ支援法のときにも出されていた、今度は一切何も明らかになつてない。今後検討します、こんなことでこの法律の審議なんか絶対できないと思いますけれども、それでいいんですか。

○川口國務大臣 まさにこの法案に示された枠組みに基づいて整備をするということになつてゐるわけございまして、これにつきましては、ただ

いま論点の整理をする作業をやつております。

○赤嶺委員 これは絶対に納得できないんです

よ。枠組みは承認してください……(発言する者あり)まず、外務大臣の言い方でいけば、枠組みを承認してください、中身はこれから検討しますと言つたけれども、実際、今声が上がりましたけれども、枠組みだつてない。周辺事態法のときやテロ支援法のときには、はつきり支援項目というのは出ているわけですよ。何で武力攻撃事態法では出せないんですか。

何で出せないのか、なぜ明らかにしないのか、そしてどんな支援内容を考えているのか、そういうのがはつきりしないと、これは絶対納得できません。何で出せないですか。答えてください。

○川口國務大臣 おっしゃつていらっしゃる御質問は武力攻撃事態対処法自体についての御質問でございまして、委員の御質問のとおり、第二条第六号イ(2)に書かれておりますように、「武力攻撃を排除するため必要な行動が円滑かつ効果的に行われるための措置」ということございまして、これをいかにすれば円滑かつ効果的に行われるようになるかという観点から、まさに今後これは整備をするということございます。

○赤嶺委員 それじゃ官房長官、ちょっと答えてくれますか。

○福田國務大臣 今回の武力攻撃事態対処法案は、これは要するに、外部から日本国が武力攻撃を受けたときにどういうような対応をとるかといふことについての考え方を、考え方というか、枠組みというふうに申しましたけれども、そのときには別表になつて出されていました、テロ支援法の中身を少しでも明らかにしてほしい、こう聞くのは当たり前じゃないですか。質問が間違っているんですね。

○福田國務大臣 御理解賜りたいと思うんですが、また、理解するように努力もしていただきたいとも思つております。

今申しましたように、この法案は、これは、我が国がそういう武力攻撃を受けたときにどうする

で守るんだ、そういうときに、具体的にどういうふうに、どういう手続で行うのかということを決めているんですよ。

ですから、そういう大きな考え方を決めていただいた上で、また、国民の保護の問題とかそういうことはございますよ。日米だけの問題じゃないでしょ。国民の保護の法制の問題もあるんです。

ですから、そういうことについてはこれから決めますということを申し上げておるわけですが、これはちゃんと法律に書いてある。決めますということを申し上げておるわけですが、これはちゃんと法律に書いてある。

○赤嶺委員 今、官房長官、日米の問題だけではない、国民保護の問題もある、こうおっしゃいました。国民保護法制については、輪郭なりそれなりのことが、それでも、どんなことがその中に隠されているか全く見えませんけれども、それなりに出た。

ところが、この米軍支援については、この法案のどこを探しても「二条六号イの(2)「自衛隊の行動及びアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に従つて武力攻撃を排除するため必要な行動が円滑かつ効果的に行われるための措置」と書いてあります。行動及びアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に従つて武力攻撃を排除するため必要な行動が円滑かつ効果的に行われるための実施する物、施設又は役務の提供その他の措置」と書いてあります。そこまで書いてあります。そこまで書いてあります。

我が国が武力攻撃予測事態になつて自衛隊がどんな対米支援活動を行つていくのか、このようにおつしやいました。

しかし、この法案の中には武力攻撃予測事態があるわけですね。武力攻撃予測事態になつて自衛隊がどんな対米支援活動を行つていくのか、この中身さえ一切明らかになつていません。

周辺事態法のときには、そういう別表の中で明らかになつていた。しかし、今度の武力攻撃事態の中では一切明らかになつていなくて、それで予測事態にどんな支援をするか、これさえ全く見えない。

ですから、予測事態になればどんな支援をするかということを皆さん考えているんですか。官房長官。

○福田國務大臣 ですから、再三、これはさつき外務大臣も答弁しておりますけれども、そこのところはまたよくお考えいただきたいんですけど、そういう、適切かつ効果的に実施されるようとするため必要となる法制については、武力攻撃事態対処法案成立後に、この法案に示された枠組みに基づいて整備することとなつてゐるという

ことですよ。だから、これからこの法案をまず成立させていただく、その上でもって整備をさせていただくということです。

この法案そのものに反対されているというお立場はよくわかりますよ。わかりますが、しかし、それはお立場ということでありまして、我々は、

そのような考え方でこれを進めていきたい、こういうように考へておられるところでございます。

○赤嶺委員 官房長官の答弁というのは極めて大きった話ですよ。予測事態のときにどんな米軍支援が考えられるかという質問は、反対の立場だからやっているんじやありませんよ。多くの国民がそういうところを知りたがっているわけでしょ。全然答弁にもなつていません。

そこで、一つ具体的に聞きたいんですけども、弾薬の提供の問題が議論されました。川口外務大臣は、四月二十四日の審議の中での答弁はこうなっています。米軍が日米安保条約に従つて武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるよう検討すると。ここでもオウム返しなんですね。

私は、弾薬の提供について、予測の事態のときという段階で、米軍が安保条約に従つて武力攻撃を排除するために必要だ、このように判断をしたら武器弾薬の提供も行うんですか。

○川口国務大臣 いずれにいたしましても、その支援、米軍に対してどのような支援をするかといふ具体的なあり方、これにつきましては、今後、政府全体の問題として関係省庁の間で協議をして、そして米側とも協議をしていくということになるわけでござります。

この中には、ACSAを武力攻撃事態においても適用するため改正をするという可能性も含めまして、政府全体の問題として協議をし、その上で米側とも協議をするということになるわけでございまして、もしそのときに国会にお諮りするということがあれば、当然にその時点でお諮りをすることになります。

○赤嶺委員 法律は通して、そして今後検討し

て、そのときに改めて国会に提案するといった立派な立場といふことがあります。武力攻撃の予測段階でできるかどうかということは、今度の武力攻撃事態の中でも極めて中心的な大事な問題ですよ。

周辺事態と武力攻撃予測の事態は併存をする。

しかし、予測事態というのはまだ武力攻撃が行われた段階ではない。そういう段階のときに、何で武器弾薬の提供ができるかどうか、すればと答えられないですか。極めて簡単なことじゃないですか。

○石破国務大臣 委員は、そんな簡単なことをおっしゃいますが、かなりそれは難しいケースなんだろうと私は思っています。

これは、この法案が持つておりますプログラム法的な部分がございまして、これによつて整備をするので、國民保護法制もそうです。米軍に対する支援の法制もそうです。今外務大臣からお答えがありますように、例えて言えば有事版ACSAがありますように、何が原則で何が例外かということを申し上げられる段階にはないといふことでございます。

ただ、繰り返しになつて恐縮ですが、併存するこのような場合というのを設定して、併存する場合であつても、いろいろなケースに分かれます。

そこで、では、原則できなく例外できるかといふようなことは、今ここで一概に、何が原則で何が例外かということを申し上げられる段階にはないといふことでございます。

○赤嶺委員 本当に大事な問題を、議論を素通りして、とにかくプログラム法だから成立してから後審議をするんだといつても、これは納得いく問題じゃないんですね。

例えば、周辺事態法のときに、武器弾薬の提供が問題になつてゐるんですよ。これは皆さん御存じです。そのときに、大森法制局長官は、憲法上の適否について慎重に検討を要する問題だと、周辺事態法のときにこのように答弁しているんですね。

この間の、武力攻撃事態法の去年の審議のときには、当時の中谷防衛長官は、周辺事態法の武器弾薬提供を別表で除いたそのことの理由について聞かれて、「米側からの二ーズがなかつたからございまして、憲法上それができない」ということをおつしやいました。それは併存することは理屈の上からいってあり得ます。それは、こういう場合に併存をするのであり、こういう場合に例えれば武器弾薬の提供はどうなのかということは、

それぞれケース・バイ・ケースにおいて判断をされることであつて、一概にこうですというふうに申し上げられないということを言つておられるだけのことです。

○赤嶺委員 そうすると、武器弾薬の提供というものは、提供できないという原則があるというわけじゃなくて、ケース・バイ・ケースで、予測事態で、いわば提供できるケースもあれば、できないケースもある、そういう答弁ということで理解してよろしいですか。

○石破国務大臣 それも含めてこれから法整備ということでございますから、今ここで予断を持つて申し上げることは差し控えさせていただきたいと存じます。

ただ、繰り返しになつて恐縮ですが、併存するこのようにしたのを設定して、併存する場合であつても、いろいろなケースに分かれます。

そこで、では、原則できなく例外できるかといふようなことは、今ここで一概に、何が原則で何が例外かということを申し上げられる段階にはないといふことでございます。

たゞ、これは、周辺事態法のとき、テロ特措法のときと比べてどうなんだ、こういう御指摘が先ほど来あるようござりますが、武力攻撃予測事態、ましてや武力攻撃事態というのは我が国自体が攻撃をされておるという事態でござります。

このとき、集団的自衛権に基づいて我が国を防衛するため行動しているアメリカというものに對してどうするかということについては、私は、それは全く違つた場面での議論なんだろうと思つています。

たゞ、これは、周辺事態法のとき、テロ特措法のときと比べてどうなんだ、こういう御指摘が先ほど来あるようござりますが、武力攻撃予測事態、ましてや武力攻撃事態というのは我が国自体が攻撃をされておるという事態でござります。

このとき、集団的自衛権に基づいて我が国を防衛するため行動しているアメリカというものに對してどうするかということについては、私は、それは全く違つた場面での議論なんだろうと思つています。

たゞ、これは、周辺事態法のとき、テロ特措法のときと比べてどうなんだ、こういう御指摘が先ほど来あるようござりますが、武力攻撃予測事態、ましてや武力攻撃事態というのは我が国自体が攻撃をされておるという事態でござります。

それで、今度は、修正案の提出者の久間委員は、この間の質問に答えて、武器弾薬の提供は「予測事態のときにどこまでやれるか、これはまたいろいろ議論があろうかと思います。」と、このように言つておられます。

私は、ここではつきり答えていただきたいのは、それがどの程度やれるか、これはまたいろいろ議論があろうかと思います。

○石破国務大臣 我が国が行います支援、例えば武器弾薬等の提供を予測の事態に行なうことは憲法上いかということにつきましては、憲法触れるよう形で行なうことは当然のことではないことは当然のことではないかと思います。

○赤嶺委員 これがわからなければこの事態もだめだというような理屈

は、立法府としてはいかがな御議論かと私は思います。

たゞ、これは、周辺事態法のとき、テロ特措法のときと比べてどうなんだ、こういう御指摘が先ほど来あるようござりますが、武力攻撃予測事態、ましてや武力攻撃事態というのは我が国自体が攻撃をされておるという事態でござります。

それで、今度は、修正案の提出者の久間委員は、この間の質問に答えて、武器弾薬の提供は「予測事態のときにどこまでやれるか、これはまたいろいろ議論があろうかと思います。」と、このように言つておられます。

私は、ここではつきり答えていただきたいのは、それがどの程度やれるか、これはまたいろいろ議論があろうかと思います。

○赤嶺委員 私は、今の石破防衛庁長官の答弁を聞きましたけれども、さつぱり中身が理解できません。

たゞ、これは、周辺事態法のとき、テロ特措法のときと比べてどうなんだ、こういう御指摘が先ほど来あるようござりますが、武力攻撃予測事態、ましてや武力攻撃事態というのは我が国自体が攻撃をされておるという事態でござります。

憲法違反にならないようにやるというその結論だけであります。

場面が、周辺事態と武力攻撃予測事態と違うと言いました。まあ、テロ特措法は今わきに置いておきましょう。しかし、周辺事態は我が国に武力攻撃がまだ行われていない、そのときでもそうですが、どこで共通しているか。周辺事態のときも、武力攻撃はまだ行われていないわけですよ。そういう共通項がある。

法律の中では、憲法違反にわたらないように、本原則の中で、「対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつてはならない。」このようにしておりました。それから、地域支援の区域についても、憲法違反にわたらないようくに区域が定められました。

同じなんですよ。武力攻撃事態の予測事態と周辺事態とは、同じ時期なんですよ。その周辺事態のときには憲法にわたる重大な問題として検討を必要としていた問題が、今度の武力攻撃予測事態にできるかできないか、それは憲法上どうなんだということについて、もつとはつきり答えるべきじゃないですか。

○石破国務大臣 おまえの答弁はさっぱりわからないとおしかりをいただきますが、どうも問題の御指摘自体が、ちょっと私どもよくわからないところがありまして、つまり、こういう場合はどうなんだというケースに分けて考えなければいけないと思ってているのです。

いずれにしても、私たちは憲法に反するような行動というのはできない。しかしながら、武力攻撃予測事態と周辺事態というのは、必ずしもびつたり重なる事態ではないわけです。そのまま放置すれば、我が国の平和と安全に云々というくだりは、これは一つの例示でございます。しかしながら、武力攻撃予測事態というのは、我が国に対する攻撃というものを念頭に置いてつくつておる、そういう事態でございますから、事態そのものが違っているというふうに私は考えております。

いずれにいたしましても、私どもは、我が国の責任ある政府といたしまして、国の平和と独立、これをどうやって守るか、国民の生命財産というものをいかにして守るかということにおいて、憲法を当然遵守しつつ、責任を果たすために何ができるかということで、責任を持つてこれから法律をつくつてまいりたいということでおございまして、国の平和と独立を守るために憲法にのつとつて本当にきちんととした法律をつくつていくということが私たちの立場でございます。

○赤嶺委員 質問の意味がわからないと言うのですが、もう一度聞きますけれども、周辺事態のときでできなかつたことは、しかし、武力攻撃予測事態になつたときに、周辺事態と併存している場合、そういうときに、周辺事態にはできなかつたことでもできることはこれからも出てくる。そういうことで、しかも、それは憲法上の問題もクリアできる、そのように考へておるんですか。

○鳩山委員長 赤嶺委員、もう質問時間は終わつておりますが。

○鳩山委員長 赤嶺委員、もう質問時間は終わつておりますが。

○石破国務大臣 繰り返しになりますが、その場合によります。私どもは、憲法の定められた範囲に従つて、国の平和と独立を守るためにきちんととした責任ある立法をしてまいりたいというふうでござります。

○赤嶺委員 一切、何も明らかになりませんでした。

○鳩山委員長 次に、今川正美君。

○今川委員 社会民主党の今川正美です。

私は、きょうは政府に対しても、大きく二点にわたりて質問をいたしたいと思いますが、まず、この武力攻撃事態対処法案の第九条にかかると尋ねをしたいと思います。

まず最初に、日米の共同作戦計画についてであります。

一九六三年の自衛隊制服組による統合防衛団上研究、いわゆる三矢研究は、朝鮮半島有事を想定して日米共同作戦を行う研究でありました。このいわゆる三矢計画、三矢研究なるものは、今回政府から示されている有事関連三法案に比べると、戦争をやるという立場から見ると実に辛うじて、例えば国家総動員体制、政府機関の臨戦化あるいは治安維持体制、機密保護、国民統制など、今回政府が提出された法案よりも中身はわかりやすいですね。

そこで、この三矢研究は、二年後の六五年に大きな政治問題になつたことは御承知のとおりであります。

ります。しかしながら、米軍や自衛隊の制服組は、その後も日本有事を想定した日米共同緊急統合作戦計画を政府や国会の承認も得ないまま作成していました。
朝日新聞社と高原孝生明治学院大学教授が米国の情報自由法に基づいて入手した米太平洋軍作成のコマンドヒストリー六七年版によると、六七年、六八年両年に有事計画の、具体的なそうした作戦計画がつくられていました。しかもこれは、当時の関係者によると、毎年改定、作成をされているというふうに伺っておりますが、その作戦計画の実態なり、また毎年改定をされているとする点について、政府に具体的にお伺いをしたいと思います。

自由法に基づいて、明治学院大学の教授が具体的に開示請求をして、機密性を解除された上で公開された文書なんですね。過去も、私は安全保障委員会などでこういう重要な文書などに関してお尋ねをすると、そういう、米側が具体的に機密解除をして公開された文書の存在を承知しないという答弁がほとんどなんですね。こういうことで、今回、今提出をされている有事関連三法案という非常に重大な法案にかかわつても同じことが言えるんです。

問題なのは、この国会はもちろんですが、広く国民の皆さん方に真実を伝え、こういう法案でどうですかということを示さなきやいかぬのに、こういう具体的な事例というものが、たとえ報道機関であれ、米国のそういう法律を通して公開されたものを我が国政府として知らないということで済むんですか。

○石破国務大臣 この報道は私も拝見をいたしました。当庁といたしまして、こういうようなものについては、記録も残つておりますので、確認のしようがないということだと思つております。何せ、六七年、六八年、こう申しますと、昭和四十三年というお話になりましょうか、四十二年、四十三年というお話になるわけで、このことにつきまして資料が残つております。したがいまして、いいかげんなことを申し上げておるわけではありませんで、私もどもとして確認のしようがないということだと思つております。

委員御指摘の、そういうシビリアンコントロールといふものをないがしろにするようなことないのだろうかということにつきましては、それはそれいろいろな形でシビリアンコントロールを担保するような仕組みがあるというふうに私は承知をいたしておりますが、この委員御指摘のもとになる文書につきましては、恐縮でございますが、確認ができないということでござります。

○今川委員 それでは、石破長官、これは先ほど私、申し上げました。これは日米の制服組の手に

よつて、毎年、やはり世の中の情勢は変わるものですから、一部改定をされていくつて、毎年更新されていくつているということなんですが、現時点でお尋ねのところは防衛庁としても確認できなんですか。

○石破国務大臣 内容というものをその時々の情勢に合つたようにそれぞれ改定していくくつてことは、当然のことです。これが日米間のものにつきましては、それぞれの場におきまして報告がなされ、あるいは2プラス2の場において報告がなされ、これはあくまで報告なわけございません。それをそれぞれの国、私どもでいえば防衛庁で長官の承認をとるというような形をとつておりますので、それぞれ、その事態に合つたよう、時期に合つたように改定をする、改修をする、中身を改める、そういう作業は常に行つているところでございます。

○今川委員 それでは、旧日米間のガイドライン、それから一九九七年に改められました新しい日米のガイドライン、この中では具体的に、そのガイドラインに基づいて、周辺事態の場合の日米の相互協力計画、さらに有事の場合の日米の共同作戦計画、これはありますね。それで、日米制服組で構成されていますね。そこで計画を検討するために行つたものでございます。共同作戦計画についての検討と相互協力計画についての検討の双方の作業の進捗を確認するために署名を行つた、サインを行つたというものだと承知をいたしております。

○今川委員 それでは、次にお尋ねするのは、新ガイドラインでは、平時においては包括的メカニズムに基づく共同計画検討委員会、これも日米の相互協力計画、さらに有事の場合の日米の共同作戦計画、これはありますね。それで、日米制服組で、二年前の九月に、制服組同士で具体的にサイン済みだということありますけれども、その概要を示すことができますか、長官。

○石破国務大臣 済みません。その中身につきましては、ここでお示しすることはなかなか困難かと存じます。

○今川委員 それでは、今申し上げた、二年前の九月に日米の制服組で既にサインは終わつて

たということは確認できますか。

○石破国務大臣 そこでサインを行つておるといふことは、それが防衛庁として、政府として承認をしたということを意味しないと考えておりま

す。

○今川委員 いや、防衛庁として承認をしたかど

うかを今私はお聞きしているのではなくて、自衛

隊のトップと米軍のトップで一昨年の九月に共同

申し上げました。

○今川委員 いや、防衛庁として承認をしたかど

うかを今私はお聞きしているのではなくて、自衛

隊のトップと米軍のトップで一昨年の九月に共同

以上の関係者を任命する云々とあります。それから、その際この知見を有する幹部の中で軍事の専門家として自衛官の高級幹部を任命することはあり得るまでは御答弁になつてゐるんですが、私がお聞きしたいことは、どの程度のメンバーかというのは今後検討するとなつてゐるんですけども、これは一年前の話ですから、大体、事態対処専門委員会、一番肝心なところだと思うんですね。そこの人員構成、それから自衛官の高級幹部といった場合に、例えば統幕議長なのか事務局長なのかという、そこら辺は具体的に固まつているんでしようか。

○福田国務大臣 確かに一年前に、事態対処委員会の概要を申し上げる、その説明の際にそのようなことを申し上げましたが、この法案ができましてから、通過しましてから、その具体的な人選はしなければいけないというように思つておりますけれども、いざれにしても、局長級以上の関係者はつくんだろうというよう思います。

ただ、その場合に、例えば防衛庁ではどういう

局長なのかといったこととか、外務省ではどういう局長だとか、一人の二三人のなかとかいつたようなこともございますので、その辺は今後具体的に検討してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○今川委員 そこで、次に移りますが、日米同盟、いわゆる日米安保条約が一九六〇年改定をされるときの密約の問題であります。

一九六〇年一月六日、いわゆる藤山・マッカーサー口頭了解事項という、あの有名な話でありますけれども、そのときの、例えは核の持ち込みに

関する例のイントロダクションの問題、そうしたものが、事実上、密約として、事前協議の対象扱いにならない。あるいは、一九六九年十一月二十一日の佐藤・ニクソン会談において、沖縄返還に伴う密約の問題であります。佐藤・ニクソン共同声明に関する合意議事録にはつきりとあるわけですね。

こうした密約だらけの安保の運用と言つても構

わない、こういうことで、実際に、有事の際の事態の認定とか、あるいは事態法規にうたわれてい

るところの対処基本方針を本当に適切に決定できるんだろうか。ここは官房長官、いかがですか。

○川口国務大臣 密約のことは安保条約の関係でござりますので、その部分についてお答えをさせ

ていただきますと、事前協議についての密約のこ

とについてお触れになられ、また沖縄の返還につ

いての密約のお話ございましたけれども、これま

で総理大臣あるいは外務大臣がずっと、歴代の

方々がお答えになつていらっしゃいますように、

安保条約についての密約というのではないというこ

とを再度私から申し上げさせていただきま

す。

〔浜田委員長代理退席、委員長着席〕

○今川委員 度度お尋ねをしても、そのような答

えしか反つてこないんですね。

しかし、これは先ほど別の件で申し上げました

が、既にアメリカは機密文書指定のものを、一部

例外を除いて、三十年を超えて情報公開され

る、公にされる。それをわざわざ海をはるかに

渡つてアメリカに行かない、日米関係の一番

肝心なところがわからぬ。それが国会でお尋ね

をすれば、今のよう、密約は存在しない、こう

いふことです、およそ国民は納得しないと思う

ですよ。

だから、本当に日米同盟、日米安保が大事であ

ればあるほど、そういう運用にかかる、小さな

ことを言つてゐるんじやないんです、一番肝心な

ところです。例えば、核兵器を持ち込む、持ち込

ますという問題も、アメリカの方が正直です

よ。イントロダクション、つまり、陸揚げ、貯蔵

しない限りにおいて、核兵器を搭載したまま佐世

保や沖縄などに、日本の港に入港を繰り返して

みても、これは該当しないんだという、アメリカ

の方が正直ですね。ですから、そのような国民が、賛成反対両方あつて構わないんだけれども、なるほどと言えるような事実の確認をきちっとしに非常に大きな懸念を持つわけです。

そこで、今からもう九年前、一九九〇年のいわゆる北朝鮮の核開発疑惑問題において、米軍は、

それを実際に作成しました。これに基づいて、我が国に対してもおよそ二千項目ほどの、こういう支援をしてほしいといういろいろなことを出し、こ

れを政府として一定整理をして、報道などによる一千五十九項目に整理をしてみたけれども、実際にその支援体制というのはそれなかった。こう

いう経過があるはずであります。

このいわゆる五〇二七号というのは、九四年以来二年ごとに改定をしている。現在のものは、五〇二七号の〇二といふふうになつていますね。こ

の時点では、少なくとも地上軍六十九万人を投入する、こういう中身になつてはいたはずであります。

しかしながら、御承知のように、アフガン戦争やイラク戦争で見られたように、米軍がこの十年間で飛躍的に戦力が強化をされているということもありまして、実際は来年改定の予定が、既に前倒しをして、現在、五〇二七号の〇三年版を改定作業中であるという記事を見かけました。そこで主に空軍、海軍の戦力を重視して、限定攻撃を加えるんだ。しかも、この改定作業には、米太平洋軍司令部で核作戦担当の米戦略軍スタッフも参加をしている。その目的は、寧邊の核関連施設攻撃をも検討するためだとされております。

こうした、今申し上げた五〇二七号作戦計画、

あるいはこれが二年ごとに改定されている問題、特に今看過できないのは、申し上げたように、

能力選択肢の一つとして、少なくとも米太平洋軍

の多い米軍、つまり今回の場合には、より具体的

に言うと、事態の認定に当たって、その主体とい

うのは米太平洋軍ということになるんではないで

しょうか。これは官房長官、防衛庁長官、どちら

でも結構です。

○海老原政府参考人 お答え申し上げます。

これは、累次、国会でも御答弁申し上げておりますし、最近では、周辺事態安全確保法のときに

当時の野呂田防衛庁長官が御答弁されておりますけれども、今、今川委員がおっしゃいました米軍の作戦計画、これは米韓連合軍の共同作戦計画のことだと思いますけれども、これを我が方とい

うに思ひます。

そこで、野呂田防衛庁長官が御答弁されており

ますけれども、今、今川委員がおっしゃいました米軍の作戦計画、これは米韓連合軍の共同作戦計画のことだと思いますけれども、これを我が方とい

うに思ひます。

また、いわゆる九〇年代初めの危機のときに、朝鮮半島におきます緊張状態のときに、我が方に対

しまして、先ほどおっしゃいましたようなことを思ひます、いわゆる対日支援要求というものが固まつた形で日本政府に対して提示されたという事

実はないというふうに承知をいたしております。

○今川委員 今米軍の方では、ついこの間、今申し上げたような、具体的に朝鮮半島有事を想定したよな米韓の合同演習「フォール・イーグル」が

実施をされました。さらに、今伝えられるところでは、新たに新型の機甲戦闘旅団の韓国駐留計画

があるといいますし、あるいは、今の在韓米軍司令部なり在日米軍司令部を統合して、北東アジア

軍司令部構想というのも浮上しているそうであ

ります。非常に事は具体的です。

そうして見ますと、結局、今回政府が提出をし

たこの武力攻撃事態法規の中で、この第九条にか

かわる武力攻撃事態の認定、それから武力攻撃事

態への対処に関する全般的な方針及び対処措置に

関する重要な事項、このことに関しまして、問題な

いことは、やはり先ほど包括的メカニズム、あるいは調整メカニズム、さらに事態対処専門委員会、あ

るいは共同計画検討委員会、日米共同調整所など

をも含む申しあげましたけれども、結局のところ、

この武力攻撃事態あるいは武力攻撃予測事態い

れを問わず、日米制服組の中でもはるかに情報量

の多い米軍、つまり今回の場合には、より具体的

に言うと、事態の認定に当たって、その主体とい

うのは米太平洋軍ということになるんではないで

しょうか。これは官房長官、防衛庁長官、どちら

でも結構です。

○石破國務大臣 それは、我が国が主体的に行うものだということは、もう当然委員御案内のとおりでございますが、委員御指摘のように、そういうことで、実質的にはそうなつてしまふのではありませんかといふことを御懸念なんだらうと思います。そういうことにならないように、先ほど委員がおつしやいました五〇二七の改定というもの、そのことについて我が国は直接かかわるわけではございません。しかし、これから先、例えば朝鮮半島で我が国と合衆国がどのように動いていくか、そういう場合に、アメリカがどういうふうにして計画を立てていくかということについては、当然我が国としても強い関心を有するべきだというふうに思つております。

すべての中身を了知しておらねばならないというわけではございませんし、それをシェアしなければいけないというものはございません。しかし、そういうふうに、ではフォール・イーグルを踏まえて五〇二七がどのように変わつていくのか、変わつていくとするならばどういうものであるのかということにつきましては、強い関心を持つておるところでございます。

実質的に、それじゃアメリカが勝手に決めているんじゃないのというようなことにならないように、主権国家としてきちんとした対応をしていくのは当然のこととございます。

○今川委員 防衛廳長官、いわゆる米軍が勝手にとは言つていなんんです。問題はやはり掌握している情報の量ですから、これはもう自衛隊よりも米軍の方がはるかに情報を握つてゐるわけですよ。そうしますと、こういう事態の認定、今長官方もおつしやつたように、小泉總理もおつしやつたわけですが、あくまでも日本が主体的に判断するところを上回る情報なり、判断の具体的な何とか根拠を持たないと、米国、米軍に對して、いや、それは違うんだということが、反論が可能なんでしょうか。

そういう意味で、日本の主体性ということは非常に大事なことなんだけれども、実態としてはやはり、例えば米太平洋軍が一たんあらゆる情報を分析した上で、これは日本にとつてもあるいはアメリカにとつても予測の事態だと言つた場合に、そうではないというふうなことが言えるんでしょうね。

○石破国務大臣 それは、私どもとしても、きちんとした情報を我々が持てるか、こういうふうに言われますと、なかなか、はい持てますというような調子のいいお答えをするわけにはいかないのだろうと思います。つまり、起こっている事態など、いうものがアメリカにとつてどういう事態なのであり、我が国にとつてどういう事態なのであります。このことにおいて、我が国とアメリカの置かれている立場はまた違つただろうと思っています。

そして、私どもとアメリカとの信頼関係、これは、委員も佐世保にずっといらっしゃって、いろいろお立場からアメリカと日本の関係を見ていらっしゃるので、私なんかよりもよく御存じだと思いますが、本当にアメリカと日本との信頼関係というものを高めていく、そういう不斷の努力の上に、幾つもの情報を総合した事象を日本にとってアメリカにとつてきちんとシェアしていく、そしてそれが可体的な判断によつて行われるということは、私は可能なのだろうと思っています。

○今川委員 もうほんと時間がありませんので、次に、有事の際の日米の指揮権に関しては次回までお尋ねをしたいと思いますが、一点だけ、これも防衛庁長官にお尋ねしておきたいと思います。イラクの戦争ですね、先般のイラクの戦争です。この場合には、イギリスはもとより、米軍とともにこの戦争に参加をした幾つかの国がありま

すね。そういう国々というのは、カタールに司令部を置いた米中央軍の事実上の指揮下に入つたわけですね。これは、一般私は石破長官にもお尋ねしたんですが、自衛隊の補給艦や護衛艦も、実質的にはバーーレーンに拠点を置く米第五艦隊の指揮下に入っているはずなんですね。いかがですか、もう一度。

○石破國務大臣 そのような事実は全くございません。

事実上の指揮下とおつしやるのがどのような意味なのか、ちょっと私ははかりかねる部分がございますが、私どもは私どもとして行動しておりますので、そのような米軍の指揮下において行動したという事実は、今回のテロ特措法に基づいて行つておる行動の中で、あつたということを私は一切承知しておりません。

○今川委員 もう時間が来ましたので、きょうはこれで終わりにしたいと思いますが、委員長、一点点だけ委員長にお願いをしておきたいことがあります。

私どもは、理事会の中でも、社民党としても、もうここまで議論が進んできた以上は、ちょうど一年前の通常国会のときに、久間委員を初め与党の皆さん方が中央公聴会を設定したいとおっしゃつた。私たちは中央公聴会そのものに反対したのではなくて、久間先生、審議を今から始めますよというときに中央公聴会が出てきたから、それはいかがかということで反対したわけであつて、今こそ中央の公聴会なり、できれば一、二力所、地方の公聴会をぜひ聞いていただきたいということを委員長にもお願いを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○鳩山委員長 よろしくお願いします。

○鳩山委員長 次に、井上喜一君。

○井上(喜)委員 昨年の九月十一日の二ユーヨークのテロ事件以降、安全保障という問題について理事会で協議いたします。

○今川委員 よろしくお願いします。

いて、国際的な関心はもとより、日本におきましても安全保障論議が活発に交わされ、大変関心が高くなつてきていると思うんです。あと、アフガンの戦争でありますとかイラクでの米英軍の武力行使だとか、あるいは北朝鮮の核開発あるいはミサイルの開発、配置のようなこと、こういったことについて、安全保障上、やはりきちっとした対応をしないといけないというような関心が強まつた、こういうことだと思うんですね。

周辺事態法の審議で、これまでの我が国の防衛政策につきましてかなり総括的な質問が私は出でましたと思いますし、また、副次的な効果といいまして、国民の間で、安全保障に対する理解といいますか、その必要性というのは大変認識されるようになつてきたということはいいことだと思います。

そこで、これまで防衛政策の中で、幾つかの基本原則といいますか、そういうようなものが私は二つあると思うんですが、一つは専守防衛という概念ですね。それからもう一つは、集團的自衛権はあるんだけども憲法上行使できない。これはわけがわからないんですよ。あるけれども行使できない、では、ないということなのか、よくわからぬいんだけれども、そういう二つの概念というのは大変重要な柱になつていると私は思うんです。

この専守防衛の概念、これはきちんとやはり確認しておく必要があると思うのでありますけれども、長官自身、どういうことが専守防衛なのか、それからまた、この思想といいますか、用語はいつごろから一般的に言われるようになりましたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○石破国務大臣 私もこの専守防衛という言葉は一体いつごろ出てきた言葉かなと思つて調べてみますと、今まで通説的には、中曾根白書というのがあつたんだそうです、昭和四十五年ですか、中曾根康弘先生が防衛庁長官をお務めのときにできました中曾根白書と言われる昭和四十五年の防衛白書、ここにおきまして、我が防衛政策の基本を指すものとして公式に用いられた。しかし、よ

くよく見ますと、昭和三十年代の国会答弁においても専守防衛という言葉が出てきます。

その意味するところは、政府としては、相手からの武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最小限度のものに限るなど、憲法の精神にのつとつた受動的な防衛戦略の姿勢、こういうことになつております。

政府の立場で申し上げますがところの専守防衛というのは、こういうことであります。

○井上(喜)委員 かなり、状況に応じて、弾力的といいますか、幅広く解釈されるような余地があるように思うんですね。

特に、武器の体系というのがその当時と今日と非常に変わってきておりまして、即時に対応しないと攻撃を受けてしまうというような場合だつてあり得るわけです。

それは御答弁も何回かありましたので、私は、これは確認しておきたいんですけど、じつと待つていて自分の土俵の中で守るんだ、こういう意味ではない。つまり、攻撃がもう目前に迫つたような場合は、座して死を待つんじゃなしに、そういう事態につきましても武力行使ができるんだ、こういう理解でよろしいですか。

○石破国務大臣 自衛権の三要件を満たしました

場合には、私は、法理上は自衛権の行使としての武力の行使は可能である、これは從来から政府がとつておる立場だと承知をいたしております。

○井上(喜)委員 先週、参考人質疑がありまして、六人の方が来られまして意見を述べられたんですが、私はそのときに、先制攻撃ということにつきましてどういうふうなお考えですか、こういふうように聞きますと、先制攻撃をするしないの贊否はありますけれども、理論的には一応認められるというのが大部分のお考えだったようと思うんですね。

ただ、その中で、やはり日本の場合は専守防衛というものをもう少し考え方直すといいますか再検

討して、今の時代に合うような対応の方がより現実的ではないか、こういうことにつきましての長官の御意見を伺いたいと思います。

○石破国務大臣 こういう話が出てきましたのは、大量破壊兵器並びに弾道ミサイルの拡散と私は連動した議論なんだろうと思つています、ある程度は。やあやあ我こそはと言つて名乗りを上げて、古式ゆかしくというかセオリーにのつとつていうか、そういうようなことをやつておるような時代ならばまだよいのでございますが、弾道ミサイルが冷戦真っただ中には二力国しか持つていなかつた、冷戦が終わるときは十力国だつた、今や四十六力国であるという状況、そして、その上に載つけるがところのN.B.C.のようなものが恐ろしい勢いで拡散をしておつてという状況、そして、弾道ミサイルというものが撃たれれば数分で届いてしまうという状況、それががらつと変わつたのだろうと思つています。法理論上は何ら変わるものではありませんし、我が国として、その場合の打撃力は合衆国にゆだねるという立場も何ら変わるものではございません。

しかし、本当にそれが物すごくスピードが速くなつたということと、それによって受ける被害がまさに甚大であるということをどのように考えたらよいのだろうかという御議論、それがまたこの間の参考人との間でも行われたものだというふうに理解をしておりますし、これからまた国会の中でもそういう御議論があるのかなどいうふうに思つております。

○井上(喜)委員 新しい事態に対応できる安全保障の体制をつかりと検討していただき、きちんととしたものをつくついていただきたい、こういったことを希望いたしまして、終わります。

五十分理事会、午後二時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十一分散会